

会報6月号について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標題につきご連絡致します。

6月1日より協会HPをリニューアルします

- ◇ 目的は①外出せずに研修申込ができる体制整備 ②スピードアップ
 - 「会報」 定期 行政情報を中心に毎月初日に掲載
 - 「講習・セミナー」 不定期-適時更新 申し込み書添付、開講/満席状況
 - 「お知らせ」 不定期-適時更新 お知らせしたい内容を都度アップ
- ◇ 協賛広告頻度の概要 *詳細は下記”HPリニューアル”を参照ください
従来 : 7月(安全週間) 1月(新年)の年2回 紙面会報に掲載
今後 : 広告費は現状のままで、年間通して協会HPに掲載

[西尾労働基準協会ホームページ](#)

6月1日(火)掲載



「会報」

- ◇ 令和2年度 優良従業員表彰
- ◇ 第94回全国安全週間メッセージ 愛知労働局長 伊藤正史 西尾支署長 堀口健一
第94回全国安全週間実施要綱
- ◇ 監督署の窓 令和3年度労働保険年度更新について
—関連— 愛知労働局より 労働保険に関するお知らせ
- ◇ 熱中症防止 西尾支署 愛知ワースト1返上!! 先月に続き 掲示
- ◇ 母子健康管理 指導事項 連絡カードの改正
- ◇ 賃金構造基本統計調査の実施(お願い)
- ◇ 労働災害防止
 - 労働災害発生状況 西尾 愛知県
 - 西尾管内4月度災害分析 増加してます 今一度振り返りましょう
【事例】車両における作業の洗い出し方と対応
 - 作業(運行)計画書 原紙・エクセル版 活用ください
 - STOP6重災を防ぐ18の鉄則 車両編 7カ国語

「講習・セミナー」

- ◇ 8月講習会のご案内 西尾 西三河 愛知労働基準協会
- ◇ セミナー
 - #起業総合支援事業案F
 - 【令和3年】携帯丸のご等取扱作業従事者教育
 - 2021年7月ダイオキシン類特別教育
 - 案内パンフ 騒音作業従事者令和3年度

「お知らせ」

- ◇ HPリニューアル 外出せずに講習会申し込みをする方法
HPリニューアル 協賛広告掲載方法と広告費について
- ◇ 2021コンサルタント会リーフレット
- ◇ 全国安全週間備品チラシ 申し込み

西尾労働基準協会
優良従業員表彰

令和3年6月1日(火)



敬称略

分会名	事業場名	氏名	勤続年数
平坂	メイティックス株式会社	佐藤 慎	25年10カ月
	〃	深田 貴幸	25年10カ月
	〃	平松 俊信	25年10カ月
	〃	縦山 聡	25年10カ月
	〃	井野 賢一	25年10カ月
	〃	手嶋 直人	25年10カ月
	〃	松井 彩	5年 4カ月
	〃	鈴木 良美	5年 3カ月
	〃	小久江 彩花	4年11カ月
	〃	株式会社オティックス 柴田工業株式会社	高松 都好 竹下 健一
米津	アイシン精機株式会社工機工場	大西 昭	35年11カ月
寺津	株式会社杉浦製作所	鈴木 祐一	15年 0カ月
	〃	井土 浩一	15年 0カ月
	〃	佐藤 幹也	15年 0カ月
	〃	角谷 聖真	15年 0カ月
	〃	富川 翔太	15年 0カ月
東部	株式会社デンソー西尾製作所	手嶋 直次	40年10カ月
	朝日理化株式会社	原田 泰士	15年 0カ月
	〃	大河内 陽一	10年 6カ月
吉良	株式会社マルオカ	加藤 満	19年10カ月
幡豆	株式会社イナテック	本田 浩二	30年 2カ月
	〃	浅田 卓也	30年 0カ月
	〃	鈴木 孝吉	31年 0カ月
	〃	川上 大樹	31年 0カ月

安全週間メッセージ



令和3年6月1日
岡崎労働基準監督署西尾支署
支署長 堀口健一

初夏の候、西尾労働基準協会会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、会員の皆様には、日頃より職場の安全衛生水準向上のため、様々な安全衛生活動を展開しておられますことに深く敬意を表す共に労働安全衛生行政を推進する者として感謝申し上げます。

さて、当署管内における令和2年の労働災害については、死亡者数は3名、休業4日以上死傷者数は163名であり、前年に比べ、死亡者数は2名増加し、休業4日以上死傷者数は27.3%増という結果となりました。

このうち、60歳以上の高年齢労働者の労働災害は42件発生しており、前年に比べ9件増加し、全体の労働災害発生件数の約26%を占めている状態となっています。

会員の皆様のご尽力の下、安全衛生水準は着実に向上していますが、多くの労働災害が発生している現状となっています。このため、引き続き、各種取組を強化していただき、労働災害の減少を図るようお願いいたします。

令和3年度の全国安全週間は、7月1日から7月7日までの期間、全国で開催されますが、「人命尊重」という基本理念及び産業界における「自主的な労働災害防止活動の推進」と「安全意識の高揚と安全活動の定着」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

本年度のスローガンは、働く高年齢労働者の増加による就業構造の変化に伴う労働災害の増加や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来においてもすべての労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境の実現を目指すことの必要性から『持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場』がスローガンとなっています。

労働災害を防止するためには、危なさと共に共存していることを認識する必要があり、愛知労働局及び当支署において「危なさ向きあおう」をキャッチフレーズに、作業に関わる危なさを整理し、管理下に置くことを提唱し、その具体的な手法としてリスクアセスメントの理解促進を継続して進めているところです。

本年度は、愛知労働局において「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言」を創設し、リスクアセスメントに対する事業場の積極的な取組みを一層推進することにより、安全衛生水準の向上を図ってまいります。

また、働く高年齢労働者の増加に伴う労働災害の増加傾向を防止するため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく、取組もお願いします。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済はかつてない試練に立たされており、職場における新型コロナウイルス感染症拡大を防止することは、この試練を乗り越えることに寄与するものであります。

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染症拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しく知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であり、引き続き、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」、「取組の5つのポイント」をご活用して、確認していただければと思います。

職場における労働者の安全と健康の確保は、どんな状況にあっても、事業者の責務として最優先に取り組まなければならない事項です。

このことから、会員の皆様方におかれましては、経営トップのリーダーシップのもと、一人ひとりが安全衛生意識を高く持ち、労使が一体となって、労働者が安全で、安心して仕事に打ち込むことのできる労働災害のない職場を目指していただくようお願い申し上げます。

最後に、これから暑い時期をとりませんが熱中症予防対策を含む皆様方の職場での各種取組により、労働災害ゼロが達成されることを祈念しましてメッセージといたします。



令和3年度の全国安全週間は、「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」をスローガンに、6月1日～30日を準備期間として、7月1日～7日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で94回目を迎えます。

この間、産業安全に係る皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組みを通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における、令和2年の労働災害の発生状況は死亡災害50人、死傷災害（「死亡・休業4日以上」以下同じ。）7,461人。愛知労働局が策定し、推進を図っている「第13次労働災害防止推進計画」の目標に掲げた「2022年までに、死亡災害について年間40人を下回りさらなる減少を目指す。死傷災害について年間6,400人以下を目指す。」ことの達成に向け、なお一層の取組みが必要な状況と、危機感を有しております。

このような状況も踏まえ、愛知労働局では、令和3年度第1四半期を中心に労働災害防止に係る各般の重点的な取組みに着手しています。

まず、「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、作業に関わる危なさを整理し、管理下に置くことを提唱し、その具体的手法であるリスクアセスメントについて、「リスクアセスメント出前講座」等を実施し、これに併せて創設する「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言」により、リスクアセスメントの推進に積極的な取組みを行う姿勢を事業場内外に示すことにより、宣言事業場におけるリスクアセスメントの取組みを一層促進し、もって、愛知労働局管内全体における安全衛生管理水準の向上（論理的な安全衛生管理の推進・定着）を図ります。

また、高齢労働者に係る労働災害が増加傾向にあり、昨年、愛知県では死傷災害の被災者のうち4人に一人が60歳以上となっている実態も踏まえ、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の普及、これに基づく、事業場における取組みを進めます。

さらに、各職場においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進んでいることから、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」「取組の5つのポイント」をあらゆる機会に周知し、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしています。

昨年の愛知県内における熱中症による死傷災害は92人（死亡4人、休業88人）と全国ワースト1となったことから、本格的な夏を迎える前に職場における熱中症撲滅を、との思いから、5月より集中的な取組みに着手し、WBGT計等を用いた科学的根拠を伴う熱中症対策の徹底を図っています。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機とし、上記の各重点に留意の上、従来の安全管理体制・取組みの再確認を行い、より積極的な対応に結びつけていただきますようお願いいたします。

令和3年度 第94回

全国安全週間

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場



岡崎労働基準監督署西尾支署

令和3年度全国安全週間の実施について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来「人命尊重」という基本理念の下「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

令和3年度 全国安全週間実施要綱

スローガン 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

期 間 7月1日～7月7日（準備期間 6月1日～6月30日）

**全国安全週間
及び
準備期間中
に実施する事項**

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

令和3年度 全国安全週間実施要綱

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

実施にあたっては「3つの密」を避ける等、感染症防止対策を徹底し、各自治体等の要請等に従う

(1) 全国安全週間及び安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施 準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

令和3年度 全国安全週間実施要綱 – 継続的に実施する事項 –

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(2) 継続的に実施する事項

①安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(2) 継続的に実施する事項

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

(ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入および実施の推進のためのガイドライン」に基づく安全衛生に配慮したテレワークの実施

令和3年度 全国安全週間実施要綱 – 局長メッセージ –

実施要項3ページ掲載の局長メッセージについて



愛知労働局 > 事例・統計情報 > 安全衛生関係 > 令和3年度 全国安全週間について

令和3年度 全国安全週間について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連続と続けられ、今年で94回目を迎えます。

本週間 7月1日～7日 (準備期間 6月1日～30日)

令和3年度 全国安全週間スローガン

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

なお、本年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環で安全週間行事の縮小等を余儀なくされる状況のため、愛知労働局長メッセージの動画版を公表することとしております。

- リーフレット「[第94回 全国安全週間（愛知労働局版）](#)」
 - ・ポイント
 - 愛知労働局長メッセージ(P3) [動画版はこちら](#)
 - 熱中症を防ごう！(P12) [PDFリーフレット](#)
 - 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について(P13) [特設ページ](#)
 - リスクアセスメント出前講座(P16) [特設ページ](#)

問い合わせ先：愛知労働局労働基準部

安全課：TEL 052-972-0255

※新型コロナウイルスについては

健康課：TEL 052-972-0256

局長メッセージの動画版が愛知労働局のFacebookにアップされています。

下のQRコードから該当ページへ飛べますのでご活用ください。



愛知労働局HP内のリンクからでも飛べます。

イベントのご案内



日 時 : 2021年11月29日 (月)
13:30から16:00まで

会 場 : 日本特殊陶業市民会館
フォレストホール
(名古屋市中区金山一丁目5番1号)

参加費 : 無料

The banner has a light green background. On the left, a cartoon worker in a yellow hard hat and green shirt has a red question mark above their head. In the center, a green sign reads 'リスクアセスメント 出前講座'. To the right, another cartoon worker in a green hard hat and blue shirt is shown. Text on the right says 'リスクアセスメントを 基礎から学びましょう!' and '愛知労働局 & 労働基準局'. A QR code is on the far right with a green arrow pointing to it. Logos for 'Aichi Labour Bureau' and 'Labour Standards Inspection Office' are at the bottom right.

リスクアセスメントを
基礎から学びましょう!

愛知労働局 & 労働基準局

このQRコードから愛知労働局HP内の出前講座の特設ページへ飛べます。



熱中症対策について



熱中症を防ごう！ STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

熱中症を防ごう！ 愛知労働局

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
2023年5月1日～9月30日（4月1日～4月30日は熱中症発生防止期間）

全国ワースト1返上

令和2年、愛知県内の職場中の熱中症は死亡4人、休業88人と過去10年間で最大の発生となり、全国ワースト1となりました。

熱中症を防ぐためには、暑気払いが熱中症に対する十分の認識を持ち、予防に取り組みることが重要です。このパンフレットを参考に、**熱中症の予防**を目指しましょう。

■ 愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上の死傷災害】

● 年別・熱中症発生件数

年度	発生	死亡	合計
平成23年度	82	3	85
平成24年度	88	3	91
平成25年度	62	3	65
平成26年度	16	0	16
平成27年度	20	4	24
平成28年度	30	1	31
平成29年度	35	1	36
平成30年度	26	3	29
令和元年度	69	3	72
令和2年度	88	4	92
合計	431	26	457

● 愛知では毎年、数十名の方が休業4日以上となる熱中症を負っています。また、ほとんどの年で数名の方が死亡しています。

● 熱中症の発生時期は、気温が最も上昇する午後2時～午後3時、午後3時から4時の間で最も多くなっています。しかし全ての発症場所で発生しており、発生場所も限外に限らず、県内の割合も高くなってきています。

● 気温と熱中症発生状況の関係

● 時間別・熱中症発生状況（過去10年分）

● 発生場所別・熱中症発生状況（過去10年分）

1

令和2年愛知労働局管内では、92件の熱中症が発生し、**全国ワースト1**となりました。

ワースト1返上を目指し、各事業場において対策に取り組まれますようお願いいたします。

厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

愛知労働局はこれに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。

このリーフレットは愛知労働局のHPからダウンロードできます。

右のQRコードはダウンロードページへ飛べます。



事業者が取り組むべき事項（例）

1 WBGT値の把握と評価



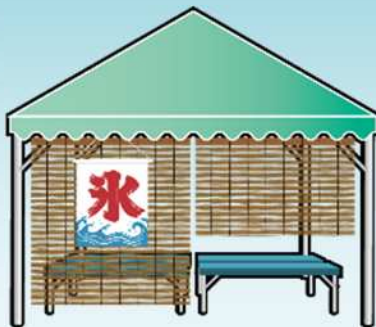
2 WBGT値の低減等



3 作業時間の短縮・休憩等



4 休憩場所の整備等



5 熱への順化



6 水分及び塩分摂取のための整備



事業者が取り組むべき事項（例）

7 服装等



8 健康診断結果に基づく対応等



9 労働衛生教育



10 作業場の管理



作業者が取り組むべき事項（例）

1 日々の健康管理



2 適切な休憩



3 水分及び塩分の摂取



4 異常を感じたらすぐに申し出る



熱中症が発生したら

- まず、**救急車**を呼び涼しい場所で、衣類をゆるめて安静にさせ、スポーツドリンクを与える
- 熱中症と思われる労働者を決して**一人で放置しない**

事業者は



躊躇せず
医療機関に搬送

作業者は



躊躇せず
医療機関を受診



各種様式における押印廃止



安全衛生法の各種様式について押印廃止

定期健康診断結果報告書などの様式について、産業医や事業主の**押印が不要になりました。**

様式第9号(第52条関係)(表面) **定期健康診断結果報告書**

80311 労働保険番号

対象年 7:平成 9:令和 (月～月分)(報告回数) 発症年月日 7:平成 9:令和

事業の種類 事業場の名称

事業場の所在地 郵便番号() 電話()

健康診断実施機関の名称 在籍労働者数

健康診断実施機関の所在地 受診労働者数

健康診断項目

項目	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数
聴力検査(オーディオメーターによる検査)(1000Hz)				
聴力検査(オーディオメーターによる検査)(5000Hz)				
聴力検査(その他の方法による検査)				
胸部エックス線検査				
喀痰検査				
血圧				
貧血検査				
肝機能検査				
血中脂質検査				
血糖検査				
尿検査(糖)				
尿検査(蛋白)				
心電図検査				

所見のあった者の人数 医師の指示人数 歯科健診

産業医 氏名 所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿

受付印

- 労働者死傷病報告や安全衛生管理体制などの様式についても同様。
- 産業医の氏名・所属機関や事業者職氏名の記載は必要。(自筆に限らない。スタンプ等も可)

産業医の
押印廃止

事業者の
押印廃止



特殊健康診断の改正



特殊健康診断の項目見直しについて

○ 有機則

- ・ 「**作業条件の簡易な調査**」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加

○ 特化則

- ・ 「**作業条件の簡易な調査**」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加
- ・ 肝機能検査の見直し
- ・ 赤血球系の血液検査の例示の見直し

○ 鉛則

- ・ 「**作業条件の簡易な調査**」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加

○ 四アルキル則

- ・ 「**作業条件の簡易な調査**」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加
- ・ 「健康診断結果報告書」の改正

○ 安衛則

- ・ 尿路系に腫瘍のできる化学物質の健康管理手帳制度における健診項目の見直し

作業条件の簡易な調査

作業条件の簡易な調査とは・・・

労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものである。

聴取方法

環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法がある。

過剰なばく露をしているおそれがある場合、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、問診票を使用することも可能である。

作業条件の簡易な調査

◎ 個人票と問診票

個人票（有機溶剤健診）

様式第3号（第30条関係）（表面）

有機溶剤等健康診断個人票

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 雇入年月日 _____ 年 月 日
 性 別 _____ 男 ・ 女

有機溶剤業務の経歴

健診年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
年			歳			歳			歳			歳		

1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別

健診対象有機溶剤の名称 _____
 有機溶剤業務名 _____
 作業条件の簡易な調査の結果 _____
 有機溶剤による既往歴 _____
 自覚症状 _____
 他覚症状 _____

代 謝 物 質 検 査

()
()
()
()
()

健診対象有機溶剤の名称 _____
 有機溶剤業務名 _____
 作業条件の簡易な調査の結果 _____
 有機溶剤による既往歴 _____
 自覚症状 _____

その他の検査

医師の診断
健康診断を実施した医師の氏名 ㊦
医師の意見
意見を述べた医師の氏名 ㊦
備 考

様式第3号「表面」を次のように改める。

問診票

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
 (時間/日)
 (日/週)
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 ・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 ・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 ・常に使用している
 ・時々使用している
 ・設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 ・常に使用している ⇒ 保護具の種類 ()
 ・時々使用している ⇒ 保護具の種類 ()
 ・使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
 ・あった
 ・なかった
 ・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。



eラーニング等により行われる 安全衛生教育等の実施について

Eラーニング等により行われる安全衛生教育等の実施

- 「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」(令和3年1月25日付け基安安発0125第2号ほか)により、安全衛生教育等をeラーニング等により実施する際の基本的な考え方が示されました。

ウェブ会議システム等を利用したオンライン講習、オンラインでの教材閲覧・視聴等、いずれの場合も、

- 受講者が受講した事実及び教育時間が法令で定める教育時間以上であることを実施者が担保すること、
- 講師等が十分な知識又は経験を有すること、
- 受講者から質疑を受け付け回答できる体制を整えること

が必要とされています。

またeラーニング等を行う場合であっても、教育科目として実技教育または実地研修が必要な場合、および修了試験が必要な場合は、それを講師と同一場所で対面して実施すること。



アーク溶接にかかる規則等改正



溶接ヒュームについて

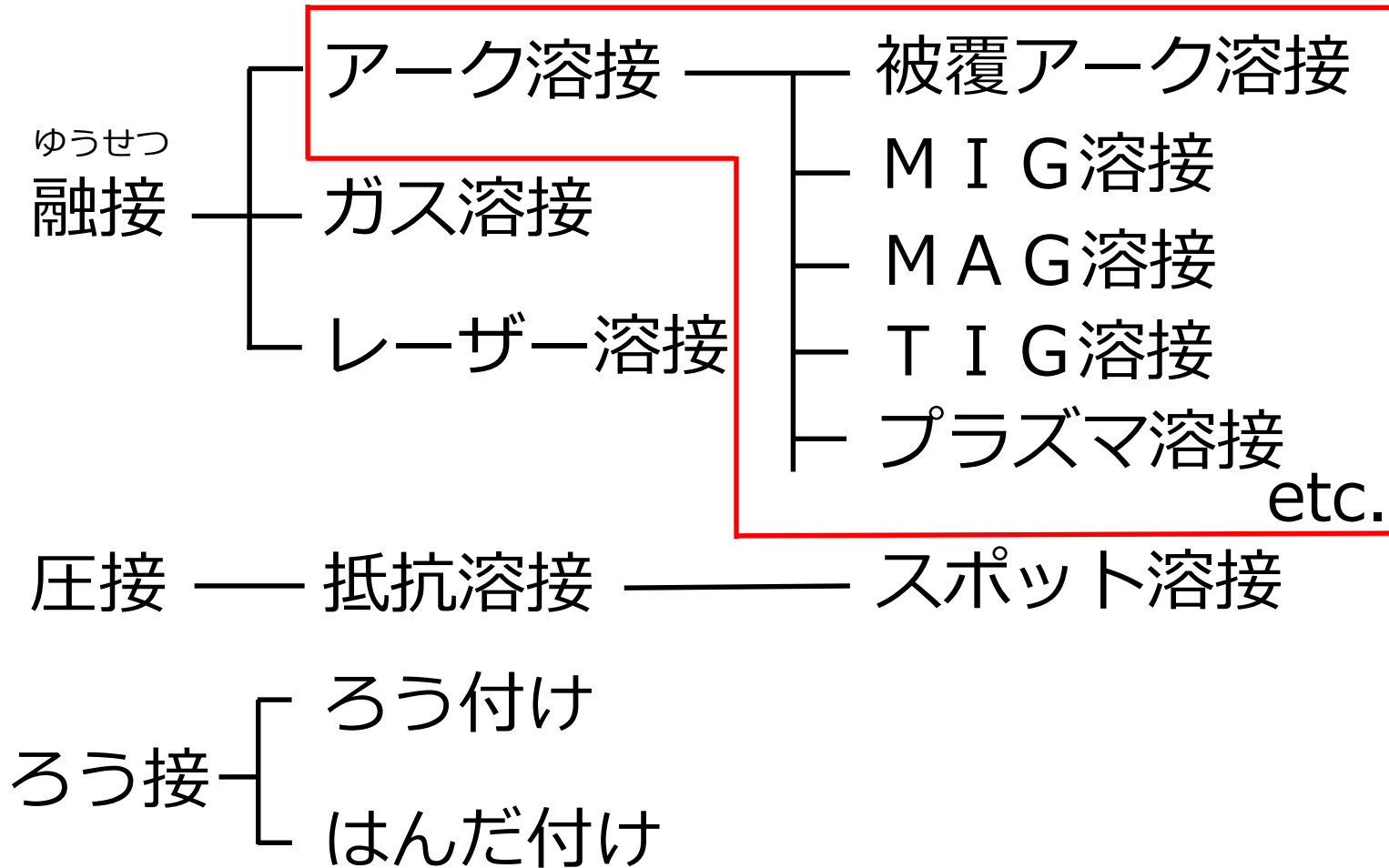
新たに特定化学物質に追加された
溶接ヒュームとは

→ 「金属アーク溶接等作業」

において加熱により発生する粒子状物質



溶接の種類



規制強化の対象の溶接

※ 説明用の一例であり、全ての種類を記載してはおりません。

発散抑制措置と呼吸用保護具

今回の改正で、溶接ヒュームが発生する金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場においては

局所排気装置を設置した場合でも、
呼吸用保護具の着用は必要です

※従来粉じん則のアーク溶接作業では、局所排気装置等を設置すれば、呼吸用保護具の着用は除外する規定がありました

作業環境測定等

今回の改正で、溶接ヒュームが発生する金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場においては

作業環境測定の実施は
義務付けられておりません

作業主任者の選任

第27条、第28条

金属アーク溶接等作業について

- 屋内、屋外を問わず
- 作業頻度を問わず

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です

- ①作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ②全体換気装置等の装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③保護具の使用状況を監視すること

※経過措置により、

令和4年3月31日までに選任することが必要です。

施行スケジュール（一部変更があります）

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	<p>現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要がある。</p> <p>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。</p> <p>・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければならない。</p>				溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)			
					換気風量の増加その他必要な措置(4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任					再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)			
					呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)			
全体換気、特殊健康診断の実施 その他必要な措置	実施義務(4/1～)				フィットテストの実施(4/1～)			
					フィットテストは 令和5年4月1日からに変更 選任義務(4/1～)			



剥離剤を使用した塗料の 剥離作業における労働災害防止



剥離剤による火災及び中毒事案が発生しています！

- ・ 橋梁等の塗料を剥がす作業
- ・ 石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業

剥離剤に含まれる化学物質
引火による火災や、
吸入による中毒事案
が頻発

主に
ベンジルアルコール
(未規制)
と
ジクロロメタン
(特別有機溶剤)

基安化発0817第1号
令和2年8月17日
一部改正 基安化発1019第1号
令和2年10月19日

通達による災害防止要請

化学物質による中毒災害防止の基本

ラベル・SDSの入手・確認

- ✓ 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認
- ✓ SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- ✓ SDSを入手できない製品の使用は避ける

SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- ✓ SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- ✓ SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用

注意：防毒マスクを使用していても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！

- ✓ 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施



電離放射線障害防止規則等の改正

電離放射線障害防止規則等の改正について

- ① 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ（電離則第5条）
事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100mSvおよび1年間につき50mSvを超えないようにしなければならない。
- ② 線量の測定および算定方法の一部変更（電離則第8条）
- ③ 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加（電離則第9条）
放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計を算定・記録・保存することが必要。

令和3年4月1日から施行・適用

電離放射線障害防止規則等の改正について

電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

「検出限界未満の者」の項目を追加、区分の変更。

様式第2号(第58条関係)(表面) 健康字番号

電離放射線健康診断結果報告書

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

職業種別	80307		労働保険番号												
対象年	7:平成 9:令和	□□□□	(月~月分)(報告回目)	健康年月日	7:平成 9:令和	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
事業の種類	事業場の名称														
事業場の所在地	郵便番号() 電話()														
健康診断実施機関の名称及び所在地	在籍労働者数						人								
従事労働者数	男	女	計	源泉コード	男	女	計	源泉コード	男	女	計	源泉コード	男	女	計
	人	人	□□□□		□□	□□	□□		□□	□□	□□		□□	□□	□□
有所見者数 <small>(受診所見の内訳は事項に記入すること。)</small>	男	女	計	機源の種類	具体的内容										
	人	人	□□□□		()										

受診者数	区分	職業種別による区分			放射線量による区分			健康診断による区分				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
1	検出限界未満の者	男	女	計	検出限界未満の者	男	女	計	検出限界未満の者	男	女	計
2	5ミリシーベルト以下の率口を除く)	男	女	計	2.0ミリシーベルト以下の率口を除く)	男	女	計	1.0ミリシーベルト以下の率口を除く)	男	女	計
3	5ミリシーベルトを超え2.0ミリシーベルトを超過する者	男	女	計	2.0ミリシーベルトを超え1.0ミリシーベルトを超過する者	男	女	計	1.0ミリシーベルトを超え0.5ミリシーベルトを超過する者	男	女	計
4	2.0ミリシーベルトを超え0.5ミリシーベルト以下の者	男	女	計	0.5ミリシーベルトを超える者	男	女	計	0.05ミリシーベルトを超える者	男	女	計
5	0.5ミリシーベルトを超える者	男	女	計								

ページ	総ページ		氏名	
□	□		産業医	所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

補助金について

既存不適合機械等更新支援補助金

既存の不適合機械等を所有する方に対して、最新の構造規格に適合し、かつ構造規格の水準を超える高水準の安全性を有する機械等へ更新するための、改修、買換えにようする経費の一部を助成するもの。

申請先
建設業労働災害防止協会
更新支援補助金事務センター
TEL：03-6275-1085

移動式クレーンの過負荷防止装置

移動式クレーン構造規格に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン（つり上げ荷重3t未満）の改修、買換え

1 機械あたりの上限：10万円
同一申請者あたりの合計額の上限：30万

フルハーネス型墜落制止用器具

墜落制止用器具の規格に適合していない既存の安全帯の買換え

1 本あたりの上限：1万2500円
同一申請者あたりの合計額の上限：50万

エイジフレンドリー補助金

～働く高齢者の特性に配慮した
エイジフレンドリーな職場づくり
を進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）
労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で高い

<年齢別・男女別の労働災害発生率>

高齢者は被災しやすい！

<年齢別の休業見込み期間の長さ>

労働災害が重症化しやすい！

労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…

安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

厚生労働省 愛知労働局

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とする。

- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◆ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆ 安全衛生教育
- ◆ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税含む）

<令和3年度労働保険年度更新について>

6月から労働保険年度更新の手続きが始まります。

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

申告及び納付は、法定の期限7月12日(月)までをお願いします。

なお、5月中の受付はできません。

年度更新申告書の書き方等については、コールセンター(Tel 0800-555-6780)、愛知労働局労働保険適用・事務組合課、各労働基準監督署へお問い合わせください。

作成されました申告書は、新型コロナウイルスの感染状況の拡大に伴い、ご協力いただける範囲で、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送・電子申請等の接触機会を減らす方法での提出をお願い致します。

建設工事にかかる労災保険につきまして、金融機関へ提出される場合は、一括有期事業報告書及び総括表は金融機関では受け取ることができませんので、申告書のみ提出いただき、一括有期事業報告書及び総括表は、別途、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送されるか、直接提出してください。

労働保険料口座振替を利用されている場合は金融機関へは提出できませんので、申告書は愛知労働局労働保険適用・事務組合課に提出してください。

【高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置の終了について】

平成29年1月1日から65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、令和元年度までは経過措置として、64歳以上の高年齢労働者(※)については雇用保険料が免除されることとなっていました。

※ 保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の被保険者

令和2年4月1日からはこの経過措置が終了し、64歳以上の高年齢労働者に支払われる賃金も雇用保険料の算定対象となり、本年度の年度更新では、高年齢労働者に係る雇用保険料の申告・納付については、確定保険料と概算保険料ともに記載欄が無くなっており、前年度と様式が変更されておりますので、ご注意ください。

労働保険のお知らせ

令和3年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（火）～7月12日（月）です。

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けておりますのでご活用ください。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター（0800-555-6780）（開設期間は令和3年5月31日（月）から7月16日（金）まで。通話料無料。）までご相談ください。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚労省ホームページでもご覧いただけます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働保険に関するお知らせ

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください！

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。

また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

○労働保険の電子申請は「e-Gov」

(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。



○労働保険関係手続（一部手続を除く）は、GビズIDを利用して手続することができます。

○労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です。



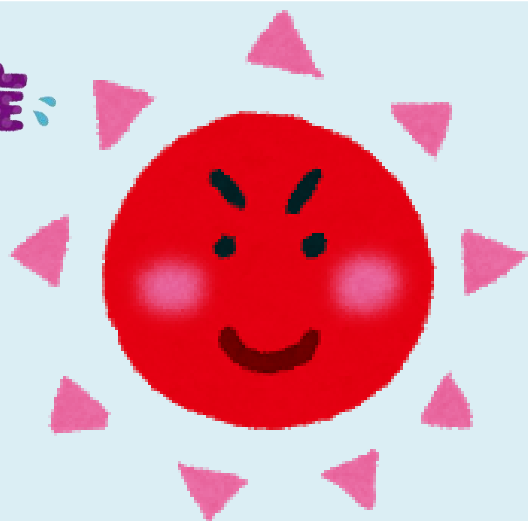
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

STOP!

熱中症 予防



熱中症



クールワークキャンペーン

実施期間:令和3年5月1日から9月30日

西尾地区の企業・働く方への緊急のお願いです!

令和2年 西尾地区で熱中症の死亡災害が発生しました!
今年は、熱中症予防に取り組み、**熱中症の根絶**を目指しましょう



Point 1

熱中症予防のためには、日々の健康管理が大切です。



夜更かしせず、十分な睡眠
朝食をとる
塩分、水分の補給
飲酒は適量に



Point 2

無理をせず、適度な休憩をとることが大切です。



仕事に集中するあまり、
「終るまで・・・」、「一段落つくまで・・・」
と無理をしがちです!

“作業の途中であっても休憩をとりましょう!”



Point 3

熱中症かな(異常を感じた)と思ったら、医療機関の受診を!



受診!



※躊躇せず、まずは医療機関での受診が重要



岡崎労働基準監督署 西尾支署

職場における熱中症予防基本対策要綱

第1 WGBT 値(暑さ指数)の活用

1 WGBT 値等

WGBT (Wet-Bulb Globe Temperature: 湿球黒球温度(単位:℃))の値は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数(式①又は②により算出)であり、作業場所に、WGBT 指数計を設置する等により、WGBT 値を求めることが望ましいこと。特に、熱中症予防情報サイト等により、事前に WGBT 値が表1-1の WGBT 基準値(以下「WGBT 基準値」という。)を超えることが予想される場合は、WGBT 値を作業中に測定するよう努めること。

ア 日射がない場合

$$\text{WGBT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度} \quad \text{式①}$$

イ 日射がある場合

$$\text{WGBT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{気温(乾球温度)} \quad \text{式②}$$

また、WGBT 値の測定が行われていない場合においても、気温(乾球温度)及び相対湿度を熱ストレスの評価を行う際の参考とすること。

2 WGBT 値に係る留意事項

表1-2に掲げる衣類を着用して作業を行う場合にあっては、式①又は②により算出された WGBT 値に、それぞれ表1-2に掲げる着衣補正值を加える必要があること。

また、WGBT 基準値は、健康な労働(作業)者を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意すること。

3 WGBT 基準値に基づく評価等

把握した WGBT 値が、WGBT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所の WGBT 値の低減を図ること、身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること、WGBT 基準値より低い WGBT 値である作業場所での作業に変更すること等の熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。それでもなお、WGBT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、第2の熱中症予防対策の徹底を図り、熱中症の発症リスクの低減を図ること。ただし、WGBT 基準値を超えない場合であっても、WGBT 基準値が前提としている条件に当てはまらないとき又は着衣補正值を考慮した WGBT 基準値を算出することができないときは、WGBT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合と同様に、第2の熱中症予防対策の徹底を図らなければならない場合があることに留意すること。

上記のほか、熱中症の発症リスクがあるときは、必要に応じて第2の熱中症予防対策を実施することが望ましいこと。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WGBT 値の低減等

次に掲げる措置を講ずること等により当該作業場所の WGBT 値の低減に努めること。

ア WGBT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所(以下単に「高温多湿作業場所」という。)においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。

イ 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることが出来る簡易な屋根等を設けること。

ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けること。また、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと。

なお、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意すること。

(2) 休憩場所の整備等

労働者の休憩場所の整備等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

ア 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。また、当該休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。

イ 高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。

ウ 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水などの備付け等を行うこと。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること、作業場所を変更すること等の熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めること。

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に、暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所での作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、又は、長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、労働者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。特に、加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。

と。

なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。

なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。

また、作業中における感染症拡大防止のための不織布マスク等の飛沫飛散防止器具の着用については、現在までのところ、熱中症の発症リスクを有意に高めるとの科学的なデータは示されておらず、表1-2に示すような着衣補正值の WGBT 値への加算は必要ないと考えられる。

(5) 作業中の巡視

一方、飛沫飛散防止器具の着用は、息苦しさや不快感のもととなるほか、円滑な作業や労働災害防止上必要なコミュニケーションに支障をきたすことも考えられるため、作業の種類、作業負荷、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、感染防止の観点から着用が必要と考えられる作業や場所、周囲に人がいない等飛沫飛散防止器具を外してもよい場面や場所等を明確にし、関係者に周知しておくことが望ましい。

(6) 健康診断

(1) 健康診断結果に基づく対応等

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条、第44条及び第45条の規定に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の4及び第66条の5の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。

(2) 日常の健康管理等

高温多湿作業場所での作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、労働安全衛生法第69条の規定に基づき健康の保持増進のための措置を講ずるよう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者に申し出るよう指導すること。

(3) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して労働者の健康状態を確認すること。

また、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意させること。

(4) 身体状況の確認

休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体状況を確認できるようにすることが望ましいこと。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

なお、(2)の事項には、1から4までの熱中症予防対策が含まれること。

5 救急処置

(1) 緊急連絡網の作成及び周知

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

(2) 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷し、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

※ 要綱の解説や表1-1、1-2などの詳細はこちら→



※ 熱中症を防ごう！
リーフレットはこちら→



母性健康管理指導事項連絡カードを改正します！ (令和3年7月1日適用)



▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

母性健康管理措置には、次のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）
- また、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（※）として、妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることが義務付けられる措置があります。
(※適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。)
※なお、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等を、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

▶▶母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）とは

- 事業主が、上記の母性健康管理措置を適切に講じるために、指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。このため、男女雇用機会均等法に基づく指針で、母性健康管理指導事項連絡カードの様式が定められています。

▶▶改正の趣旨・内容

- このたび、母健連絡カードの様式における措置が必要となる症状等に関する表現及び記載方法等について、以下の改正を行いました。
 - ・ 「症状等」について、現在の医学的知見を反映した表現の見直し（例：「切迫流産（妊娠22週未満）」等の疾患名を「腹部緊満感」等の症状名に変更）
 - ・ 医師等による記載欄を表裏2面から表面に集約
 - ・ 旧様式では特定の症状等に対して選択可能な標準措置が限定的であったが、症状に応じて必要な標準措置を選択しやすい形式に変更

▶▶改正後様式の適用について

- 改正後の新様式適用は令和3年7月1日ですが、旧様式で発行されたカードも有効ですので、記載された医師等の指導事項に基づき適切な措置を講じていただくことが事業主に義務づけられます。また、母健連絡カードは医師等の指導事項を分かりやすく伝えるためのツールとして利用を推奨するものですが、診断書や任意の様式による書面、または口頭による申し出でも、医師等の指導事項が伝えられた場合には、措置を講じていただくことが必要です。

事業主の皆さまも、妊娠中の労働者への配慮について主治医の意見が聞きたい時など、労働者に母健連絡カードを主治医に書いてもらうよう求めるなど、ご活用いただけます。

令和3年賃金構造基本統計調査の実施について（お願い）

愛知労働局

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されております。

調査の対象となられました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではありますが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 調査目的

主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。

2 調査結果の活用

企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等における逸失利益算定の資料にも利用されています。

また、最低賃金の決定や、労災保険給付における休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。

3 調査対象企業

厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内の事業所です。

4 調査票等の発送時期

調査対象となった事業所へは、厚生労働本省から調査票等を7月初旬までに順次発送します。

5 提出期日及び提出方法

令和2年から政府統計オンライン調査総合窓口からオンラインで回答できるようになりましたので、是非ご活用ください。

なお、7月31日までに愛知労働局（ただし、一括調査企業の場合は、厚生労働本省）への郵送による提出も可能です。

（政府統計オンライン調査総合窓口）<https://www.e-survey.go.jp>

お問合せ先

愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

令和3年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和3年4月末現在

業 種	年 別	令和3年		令和2年		増 減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		15		13		+2	+15.4%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	1		3		-2	-66.7%
	織 維 工 業	2		1		+1	+100.0%
	鉄 鋼 業	2				+2	—
	金 属 製 品			1		-1	-100.0%
	一 般 機 械 器 具	4		2		+2	+100.0%
	輸 送 機 械 製 造	2		3		-1	-33.3%
	上 記 以 外 の 製 造 業	4		3		+1	+33.3%
建 設 業		4		7		-3	-42.9%
建 設 業	土 木 工 事 業			2		-2	-100.0%
	建 築 工 事 業	3		5		-2	-40.0%
	そ の 他 の 建 設 業	1				+1	—
陸 上 貨 物 運 送 事 業		6		5		+1	+20.0%
小 売 業		2		5	1	-3	-60.0%
小 売 業	新 聞 販 売					0	—
	そ の 他 の 小 売 業	2		5	1	-3	-60.0%
通 信 業				4		-4	-100.0%
社 会 福 祉 施 設		1				+1	—
飲 食 店		1		1		0	0.0%
清 掃 ・ と 畜 業		1		3		-2	-66.7%
上 記 以 外 の 事 業		5		5		0	0.0%
合 計		35	0	43	1	-8	-18.6%

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和3年5月10日 現在の速報値）

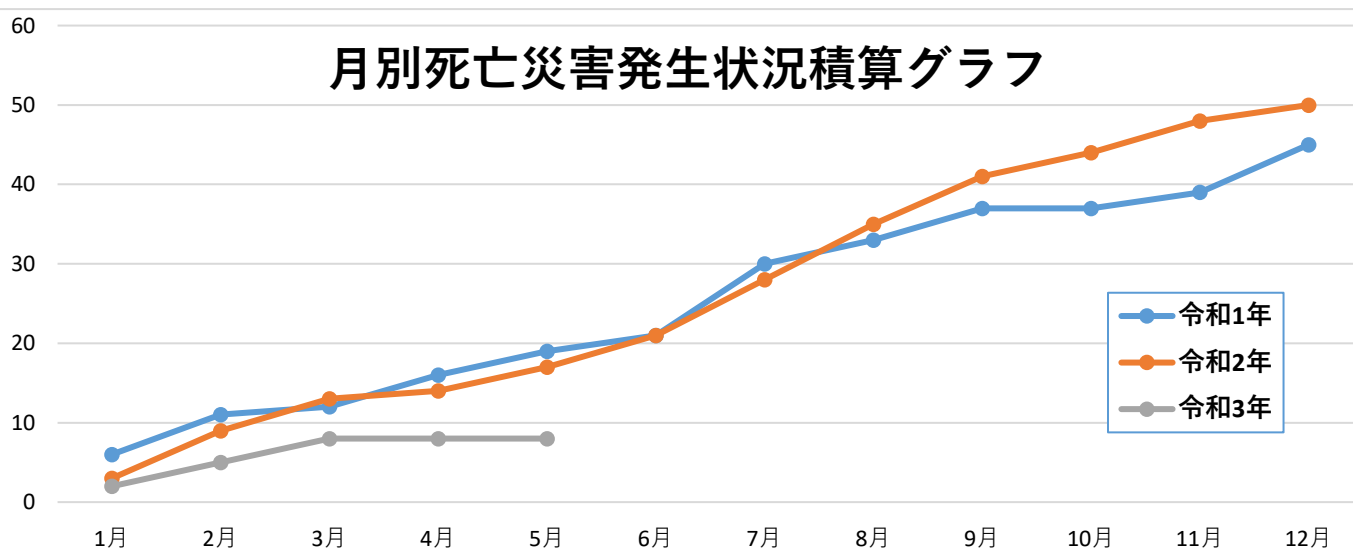
※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和3年速報値	令和2年同時期(速報値)	令和2年確定値
製造業	製造業	5		11
	食料品製造業	1		
	化学工業			3
	鉄鋼・非鉄金属	1		1
	金属製品			2
	一般・電気・輸送用	1		4
	その他	2		1
建設業	建設業	2	4 (1)	13 (2)
	土木工事業		2 (1)	4 (1)
	建築工事業	2	1	5 (1)
	その他		1	4
陸上貨物運送事業	陸上貨物運送事業		4 (1)	7 (1)
	卸売業		2 (1)	3 (1)
	小売業		2 (1)	2 (1)
清掃・と畜業	清掃・と畜業		1	3
	上記以外の事業	1	1	13 (2)
合計		8	12 (3)	50 (6)

月別死亡者数推移（直近2年）



月別死亡災害発生状況積算グラフ



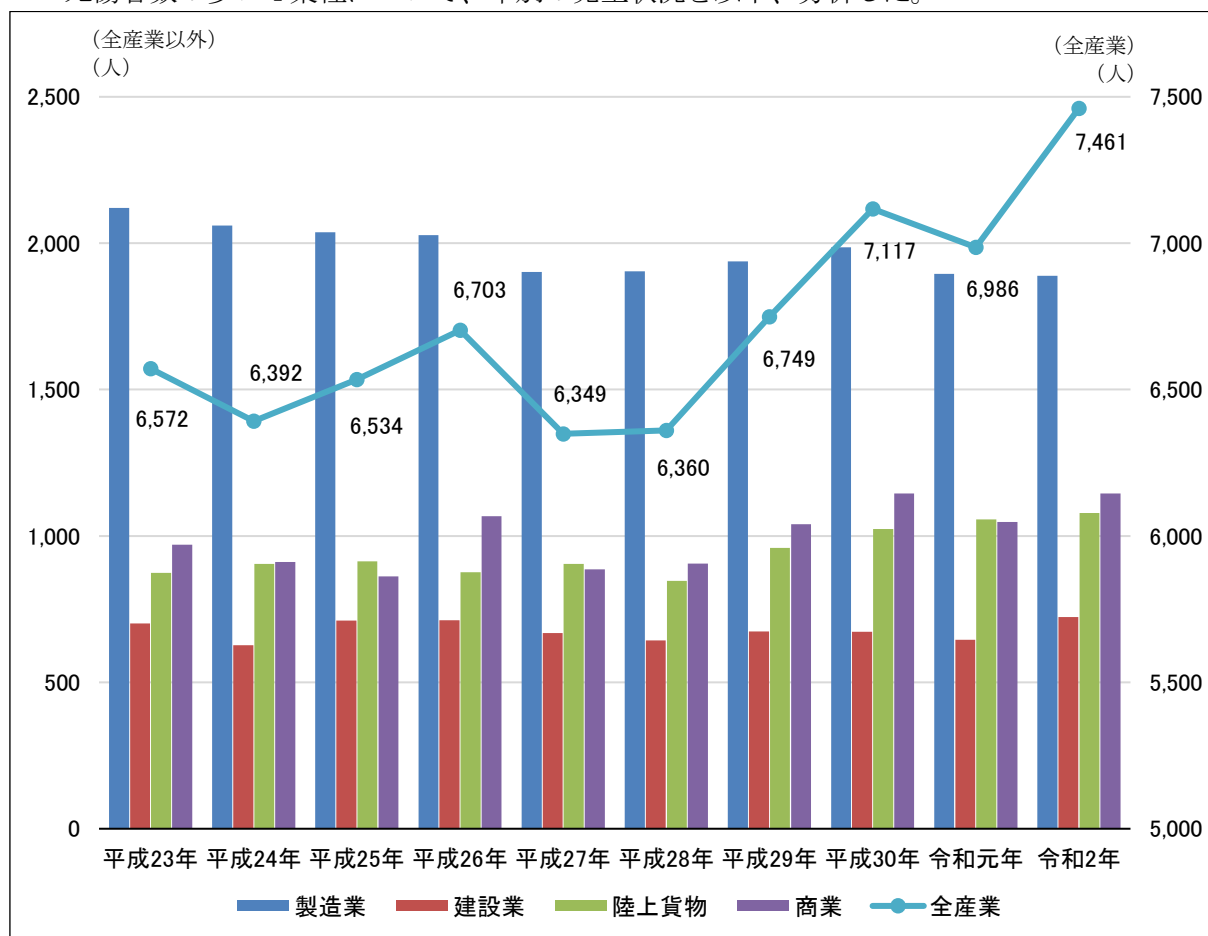
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R3.1.6. 2021 12:10	有害物等との接触 有害物	装置内の耐火レンガを交換後、水分除去のため内部をガスバーナーで加熱後、排気ダクトのマンホールを閉める際、バーナーの排気を吸い込み、一酸化炭素中毒により死亡したものの。
事業場規模 1000名以上 業種 鉄鋼業 50代 作業者・技能者 経験 37年		
R3.1.14. 2021 15:15	墜落・転落 屋根・はり・もや・け	2階建て家屋の屋根リフォーム作業中、墜落制止用器具の使用などの墜落防止措置がなく、高さ6.7mの屋根上から地面に墜落して死亡したものの。
事業場規模 9名以下 業種 木造家屋建築工事業 30代 大工 経験 1年		
R3.2.12. 2021 14:27	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	プラスチック箱の積上げ装置が不具合で停止したため、運転を停止することなく装置横の点検開口面から内部に身体を入れて調整したところ、当該装置が復帰し作動したため、上昇した内部のアーム付きシリンダーと点検開口面の枠に胸部がはさまれて死亡したものの。
事業場規模 500～999名 業種 食料品製造業 50代 製造工 経験 17年		
R3.2.15. 2021 8:25	はさまれ・巻き込まれ 射出成形機	射出成形機が不具合で停止したが、運転を停止することなく金型の間に入り、調整後、そのまま奥の覆いを閉めた。その際、手前の光線式遮断装置の光軸から身体をずらしたため機械が作動し、金型に左半身がはさまれて死亡したものの。
事業場規模 30～49名 業種 その他の製造業 30代 班長 経験 11年		
R3.2.19. 2021 11:33	激突され 金属材料	NC旋盤を使い直径3.5cmの丸棒鋼材の先端を加工していたところ、当該鋼材が変形し、近くにいた被災者の頭部などに当たり死亡したものの。同時に、事業主も負傷したものの。
事業場規模 9名以下 業種 一般機械器具製造業 40代 金属工作機械工 経験 4年		
R3.3.16. 2021 10:30	はさまれ・巻き込まれ ロール機（印刷ロール）	織物の毛先を伸ばしながら艶付けをして整える機械を稼働させていた被災者が、当該機械下方の布の送りローラーに上半身が巻き込まれた状態で発見されたものの。被災時より意識不明の状態が続いていたが、後日死亡したものの。
事業場規模 30～49名 業種 繊維工業 30代 仕上工 経験 19年		
R3.3.18. 2021 15:58	崩壊・倒壊 建築物・構築物	地盤改良のため空地进行掘削していたところ、過去の建築物のPHC杭の残置が判明したが、杭を自立させたまま掘削を継続した。被災者は、土留めの矢板を設置するため、杭の東側深さ4.5mの箇所において、小型ドラグショベルで掘削していたところ、長さ4.1mの杭が倒壊し運転席に激突して死亡したものの。
事業場規模 9名以下 業種 建築工事業（木建以外） 60代 作業員 経験 30年		
R3.3.22. 2021 11:37	墜落・転落 立木等	校庭の高さ6mの立木の剪定作業中、はしご（又は枝）から墜落して死亡したものの。
事業場規模 9名以下 業種 農業 70代 作業者 経験 4年		

令和2年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者数の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、平成30年までの増加傾向から令和元年には減少に転じたが、令和2年度には再度増加し、近年最多であった平成30年の水準を上回った。死傷者数の多い4業種について、年別の発生状況を以下、分析した。



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
製造業	2,120	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,889
建設業	701	627	711	712	668	643	674	673	645	723
陸上貨物	874	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,078
商業	970	911	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,145
全産業	6,572	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,461

単位: 人

令和2年の愛知県内における死傷者数（休業4日以上）は7,461人（対前年比475人（6.8%）増加）

うち **製造業 1,889人（対前年比6人（0.3%）減少）**

最も多い事故の型は、「はさまれ・巻き込まれ」で499人（割合は26.4% 対前年比9人（1.8%）増加）

建設業 723人（対前年比78人（12.1%）増加）

最も多い事故の型は、「墜落・転落」で194人（割合は26.8% 対前年比15人（7.2%）減少）

陸上貨物運送事業 1,078人（対前年比22人（2.1%）増加）

最も多い事故の型は、「墜落・転落」で299人（割合は27.7% 対前年比8人（2.6%）減少）

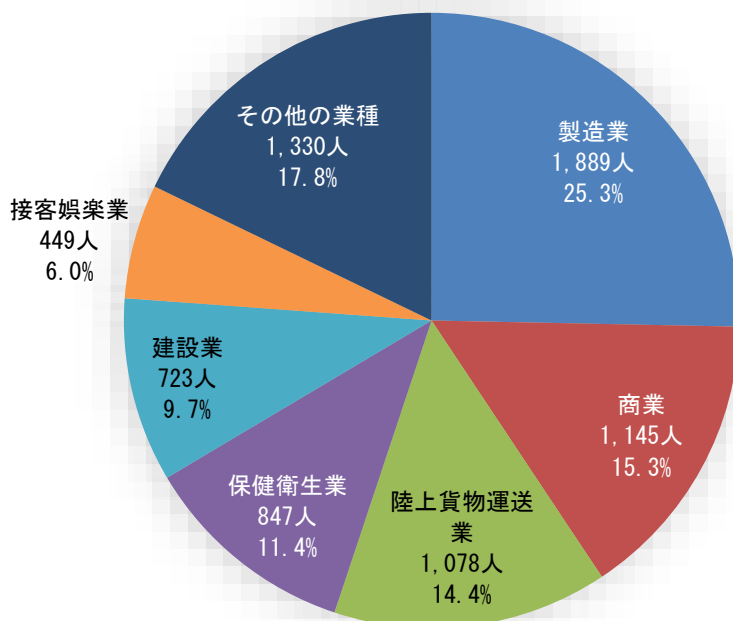
商業 1,145人（対前年比97人（9.3%）増加）

最も多い事故の型は、「転倒」で352人（割合は30.7% 対前年比35人（11.0%）増加）

2 死傷災害の特徴

2-1 業種別の発生状況

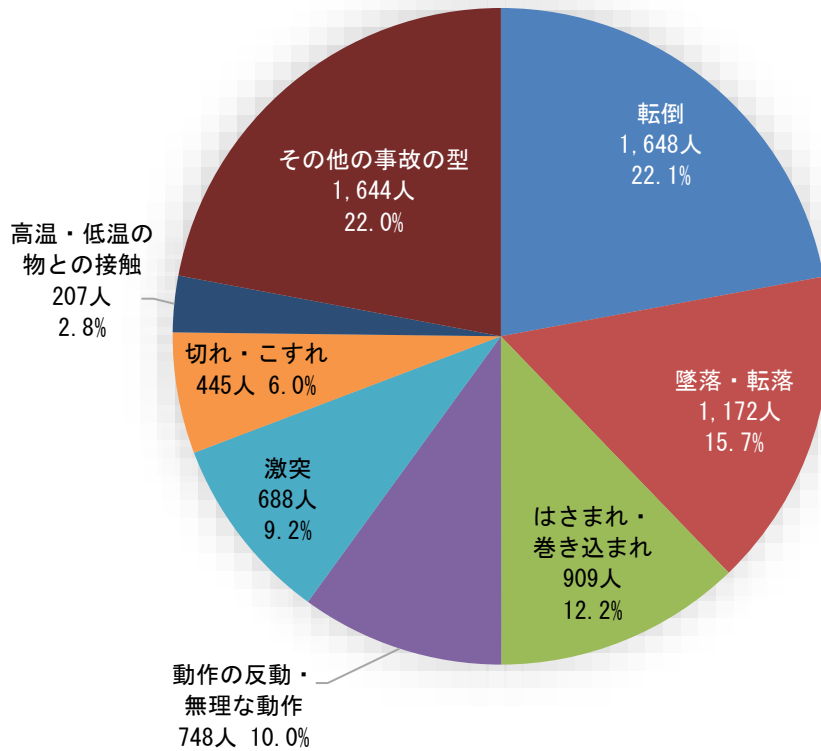
製造業が1,889人と最も多く、死傷者数全体の25.3%を占めている。次いで、商業が1,145人（15.3%）、陸上貨物運送事業が1,078人（14.4%）、保健衛生業が847人（11.4%）の順になっている。



2-2 事故の型別の発生状況

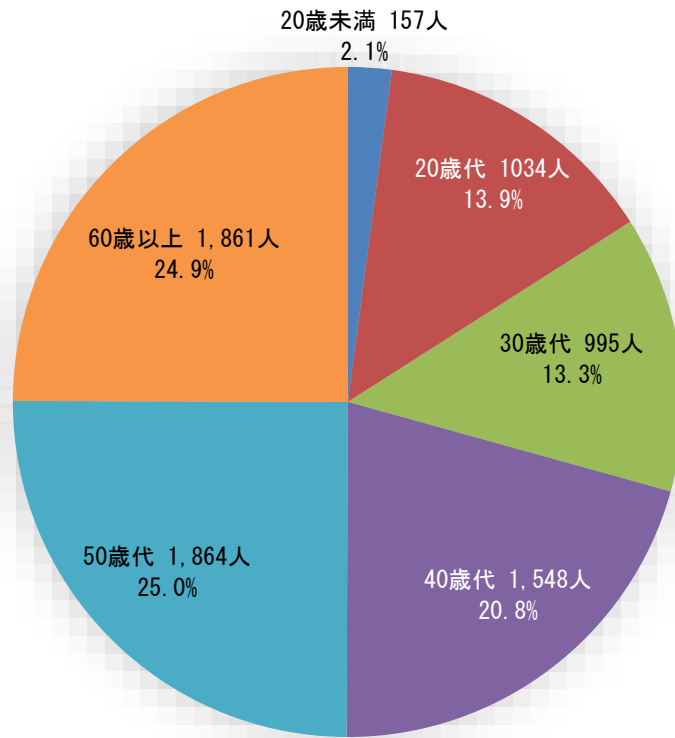
全産業における事故の型別の発生状況を見ると、「転倒」が1,648人(22.1%)、「墜落・転落」が1,172人(15.7%)、「はさまれ・巻き込まれ」が909人(12.2%)と3つの型で50.0%を占めている。

特に第三次産業(商業・保健衛生業・接客娯楽業)においては、「転倒」が30.3%(740人)と全業種より8.2%高くなっている。



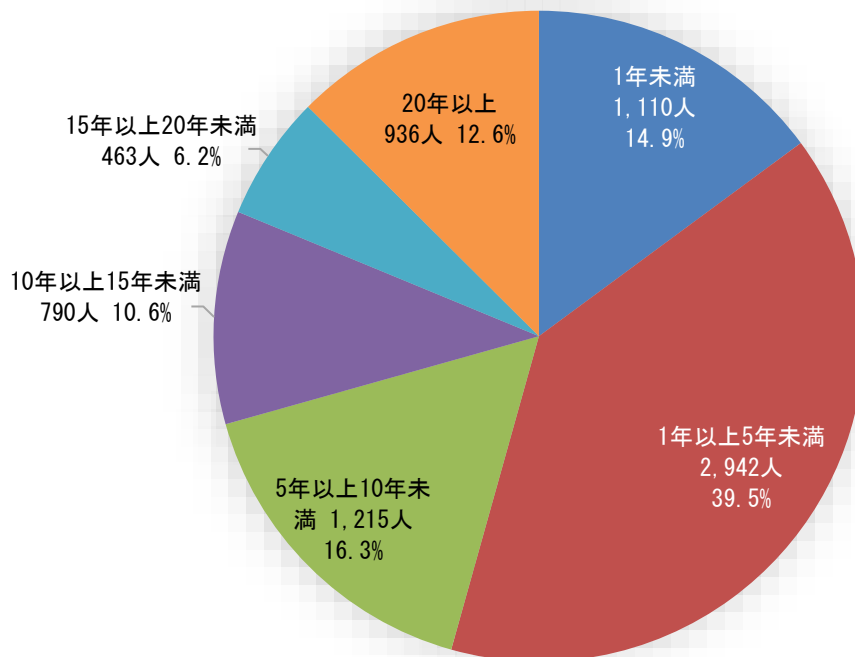
2-3 年齢別の発生状況

50歳代が1,864人(25.0%)、60歳以上が1,861人(24.9%)であり、50歳以上で約半数(49.9%)を占めている。

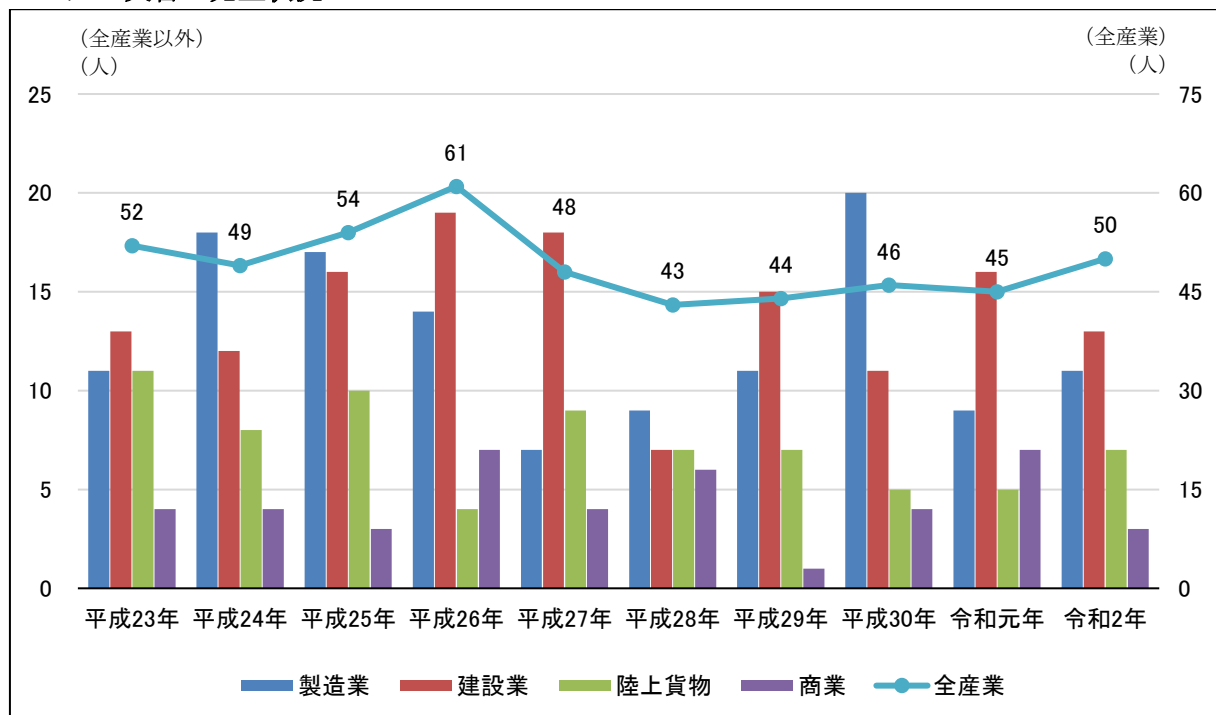


2-4 経験年数別の発生状況

1年未満が1,110人(14.9%)、1年以上5年未満が2,942人(39.5%)であり経験年数5年未満の発生率が54.4%を占めている。



3 死亡災害の発生状況



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
製造業	11	18	17	14	7	9	11	20	9	11
建設業	13	12	16	19	18	7	15	11	16	13
陸上貨物	11	8	10	4	9	7	7	5	5	7
商業	4	4	3	7	4	6	1	4	7	3
全産業	52	49	54	61	48	43	44	46	45	50

単位：人

令和2年の愛知県内における死亡災害の発生件数は50人と前年から5名増、近年最多であった平成26年(61人)以来の50人以上の水準となった。

3-1 死亡災害の概況

死亡災害の発生件数 50人 (対前年比5人(11.1%)増加)

うち **製造業 11人 (対前年比2人(22.2%)増加)**

最も多い事故の型としては、「はさまれ・巻き込まれ」で3人(割合は25.0%)

建設業 13人 (対前年比3人(18.8%)減少)

最も多い事故の型としては、「崩壊・倒壊」及び「はさまれ・巻き込まれ」でそれぞれ3人(割合は23.1%)

陸上貨物運送事業 7人 (対前年比2人(40.0%)増加)

最も多い事故の型としては、「墜落・転落」で4人(割合は57.1%)

商業 3人 (対前年比4人(57.1%)減少)

最も多い事故の型としては、「墜落・転落」で2人(割合は66.7%)

3-2 事故の型別の発生状況

令和2年の死亡災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」11人、「はさまれ・巻き込まれ」9人、「交通事故」6人、「崩壊・倒壊」5人であった。

この4つの型で62.0%を占めている。

3-3 年齢別の発生状況

令和2年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20歳代で2人、30歳代で11人、40歳代で13人、50歳代で10人、60歳代で5人、70歳代以上で9人発生している。

50歳以上の中高年齢労働者で48.0%、60歳以上の高年齢労働者で28.0%を占めている。

3-4 経験年数別の発生状況

令和2年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が13人、5年以上10年未満が6人、10年以上15年未満が3人、15年以上20年未満が8人、20年以上が18人であった。

経験年数5年未満が30.0%、20年以上が36.0%を占めている。

6 業種の労働災害発生状況等

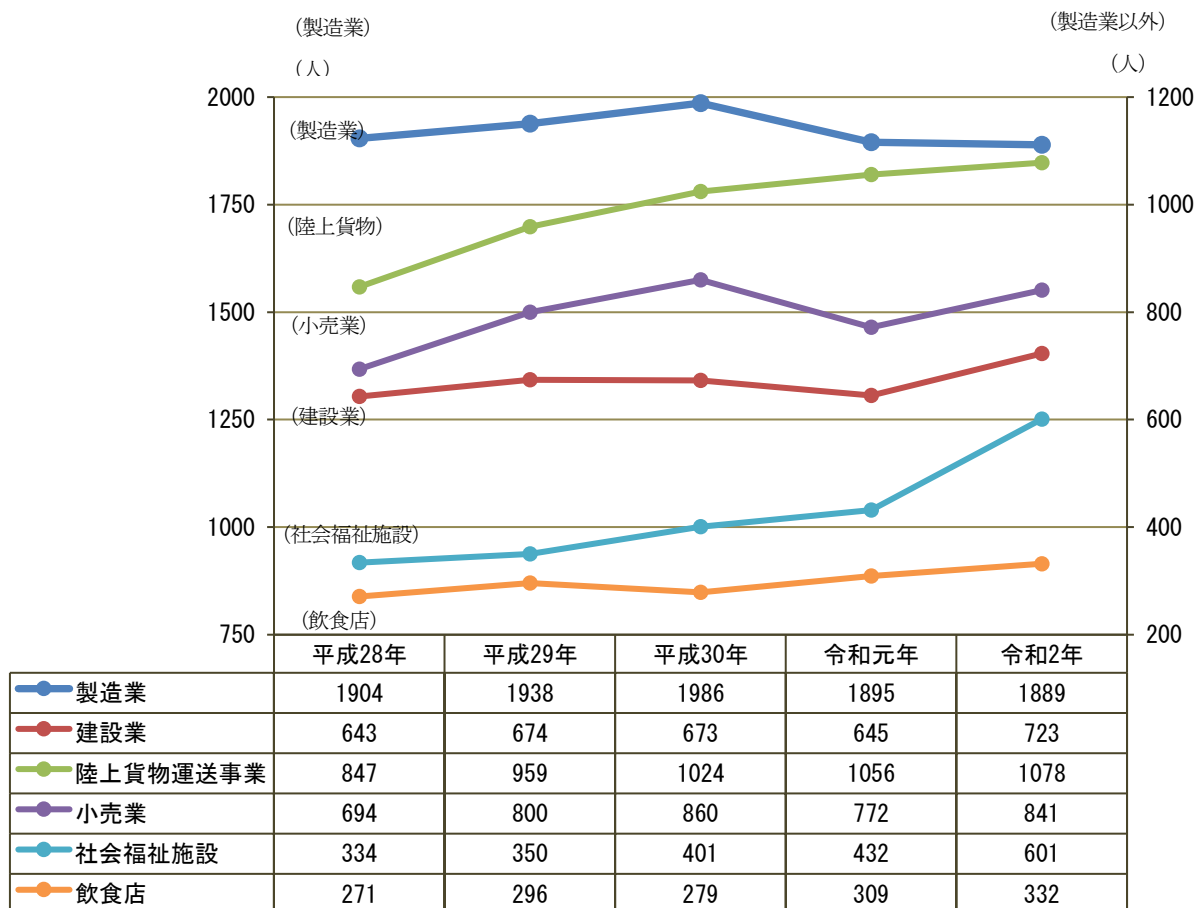
愛知労働局

1 重点とする6業種 労働災害発生状況

第13次労働災害防止推進計画（2018年度～2022年度）により重点とする6業種（製造業・建設業・陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設・飲食店）の死傷者数（4日以上）の発生状況を分析した。

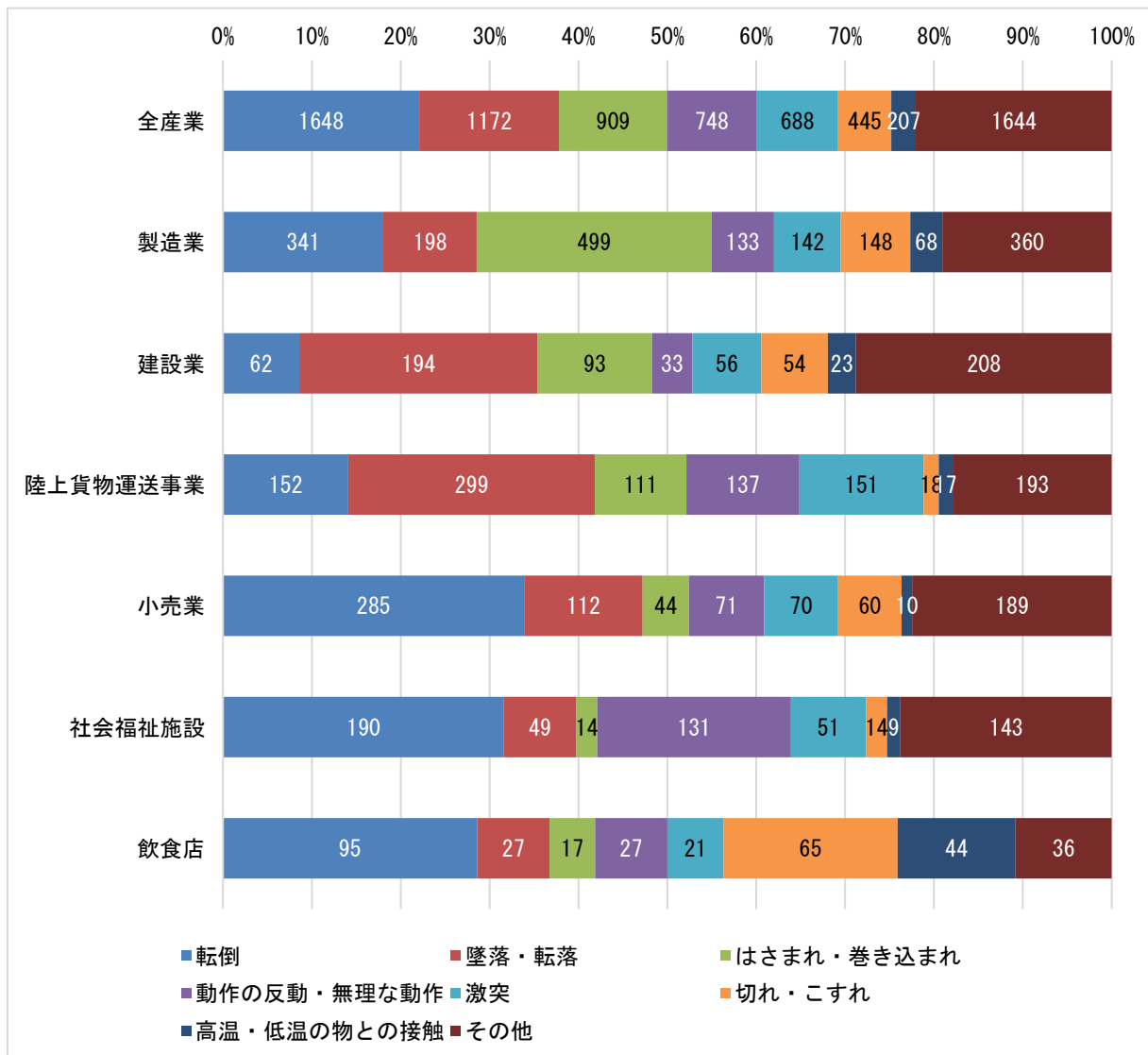
1-1 6業種の労働災害発生状況

令和2年の死傷者数を前年と比較すると、製造業では減少となったものの、建設業では723人（+78人）、陸上貨物運送事業では1,078人（+22人）、小売業では841（+2人）、社会福祉施設では601人（+169人）、飲食店では332人（+23人）とそれぞれ増加しており、建設業、陸上貨物運送事業、社会福祉施設、飲食店においては、過去5年間で最も多い死傷者数であった。



1-2 6 業種の事故の型特徴

- ① 製造業は、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く 499 人(26.4%)、「転倒」が 341 人(18.0%)となっている。
- ② 建設業は、「墜落・転落」が最も多く 194 人(26.8%)、「はさまれ・巻き込まれ」が 93 人(12.9%)となっている。
- ③ 陸上貨物運送事業は、「墜落・転落」が最も多く 299 人(27.7%)、「転倒」「動作の反動・無理な動作」「激突」「はさまれ・巻き込まれ」で、いずれも全体の 10%以上となっている。
- ④ 小売業は、「転倒」が最も多く 285 人(33.9%)、「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」で、全体の 10%以上となっている。
- ⑤ 社会福祉施設では、「転倒」が 190 人(31.6%)、動作の反動・無理な動作が 131 人(21.8%)と、この 2つの事故の型で 53.4%を占めている。
- ⑥ 飲食店は、「転倒」が 95 人(28.6%)、切れ・こすれが 65 人(19.6%)、高温・低温の物との接触が 44 人(13.3%)となっており、この 3つの事故の型で 61.5%を占めている。



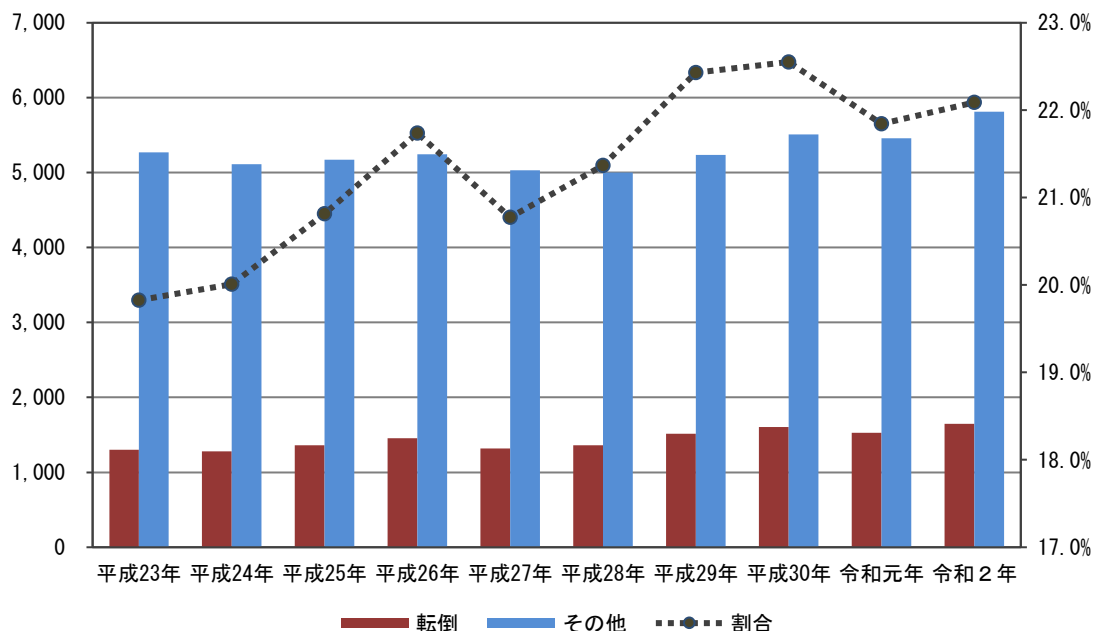
※業種ごとに 100%とした割合のグラフである。

2 転倒災害発生状況

死傷災害（休業4日以上）のうち事故の型として最も多い転倒（1,648人）について発生状況を分析した。

2-1 転倒災害の経年状況

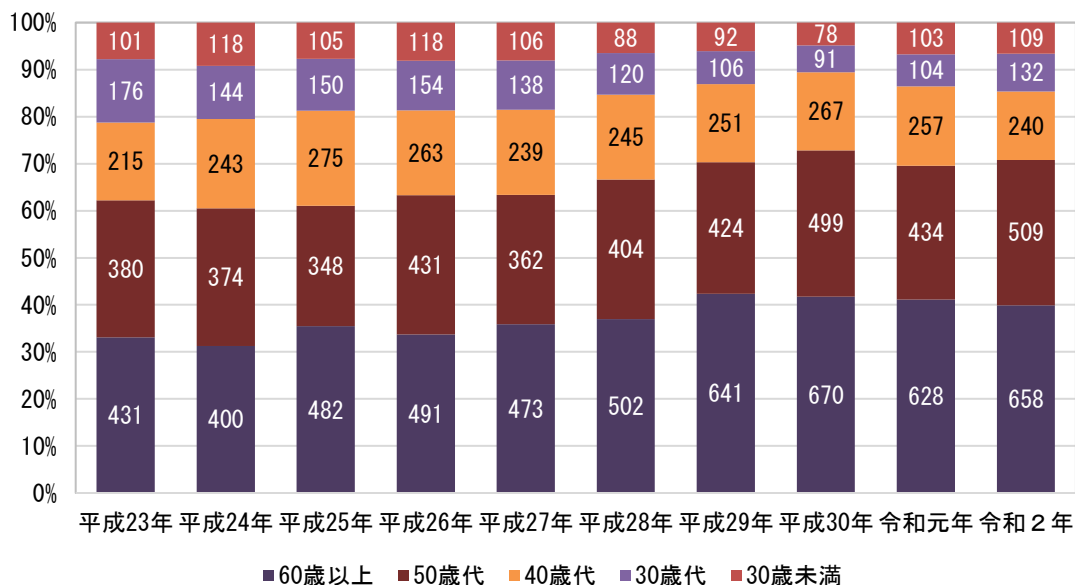
死傷災害のうち転倒災害が占める割合は、平成23年には19.8%であったが、令和2年には22.1%であった。



2-2 転倒災害の年別・年代別発生状況

転倒災害は年齢が高くなるほど増加する傾向が認められる。

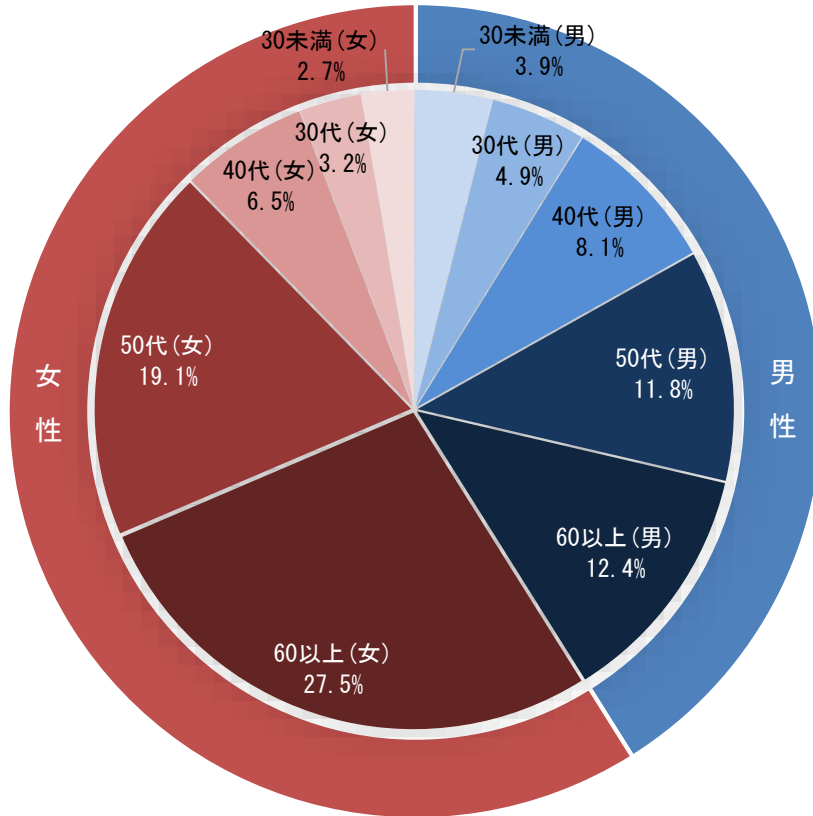
60歳以上の被災者は、平成23年には33.1%を占めていたが、令和2年には39.9%であった。また、50歳以上と比較すると、平成23年には62.3%を占めていたが、令和2年には70.8%であった。



2-3 年代別・性別での転倒災害発生状況

転倒災害は年令の高い女性の被災件数増加が顕著である。

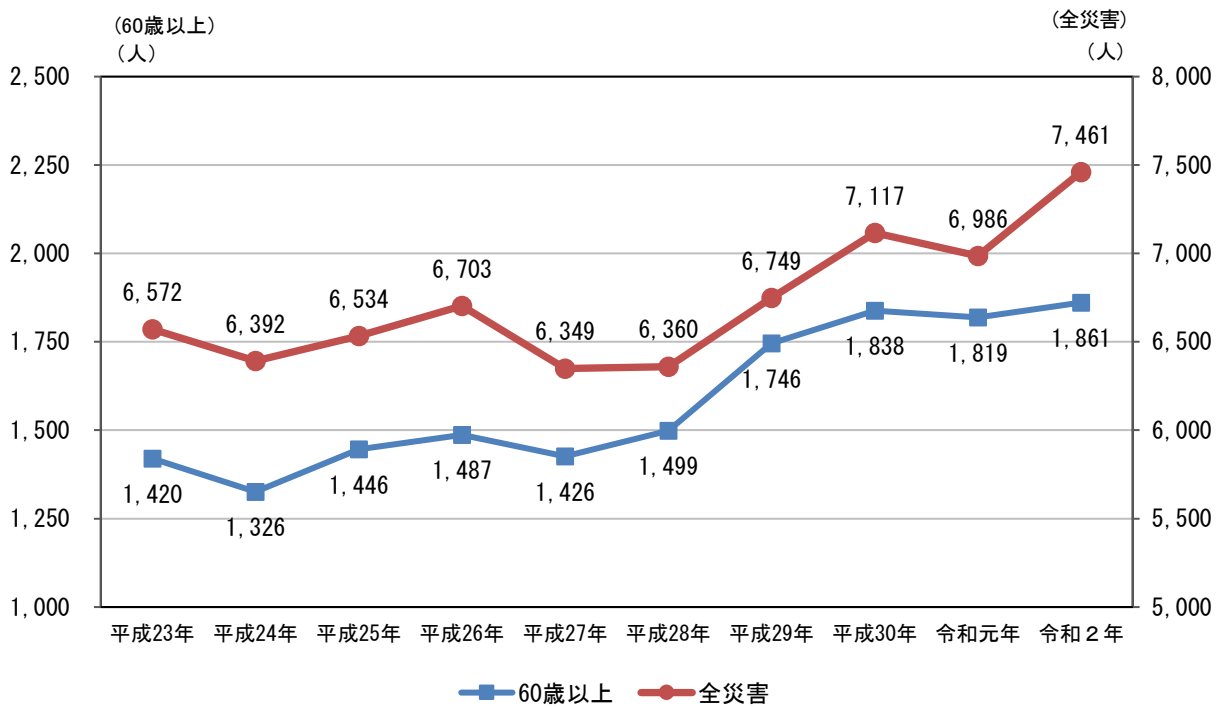
令和2年の転倒災害のうち、50歳以上の女性が全体の46.6%を占め、同年代の男性の約2倍となっている。



3 60歳以上の高齢労働者における労働災害発生状況

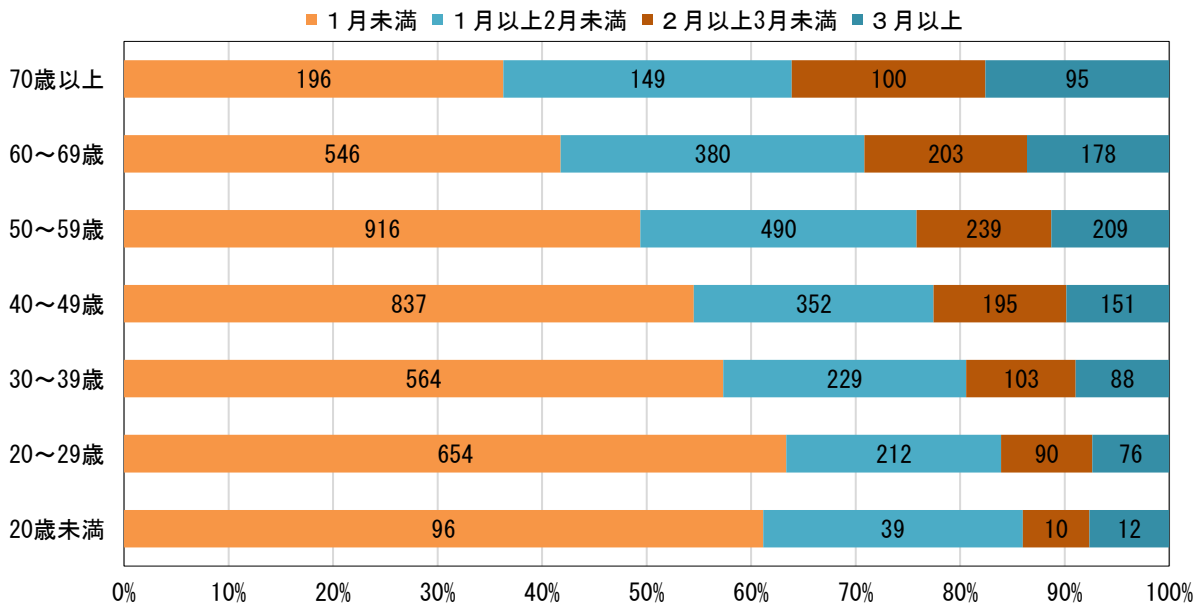
3-1 労働災害発生状況の推移

令和2年の60歳以上の高齢労働者の死傷者数（休業4日以上）は1,861人となり、全体の24.9%（平成23年：21.6%）を占めている。平成23年の1,420人と比べて、441人（31.1%）増加した。令和2年の全体の死傷者数についても、平成23年の6,572人と比べて、889人増加していることから、60歳以上の高齢労働者の死傷者数の増加が、全体の死傷者数の増加の一つの要因となっている。



3-2 年齢別休業期間

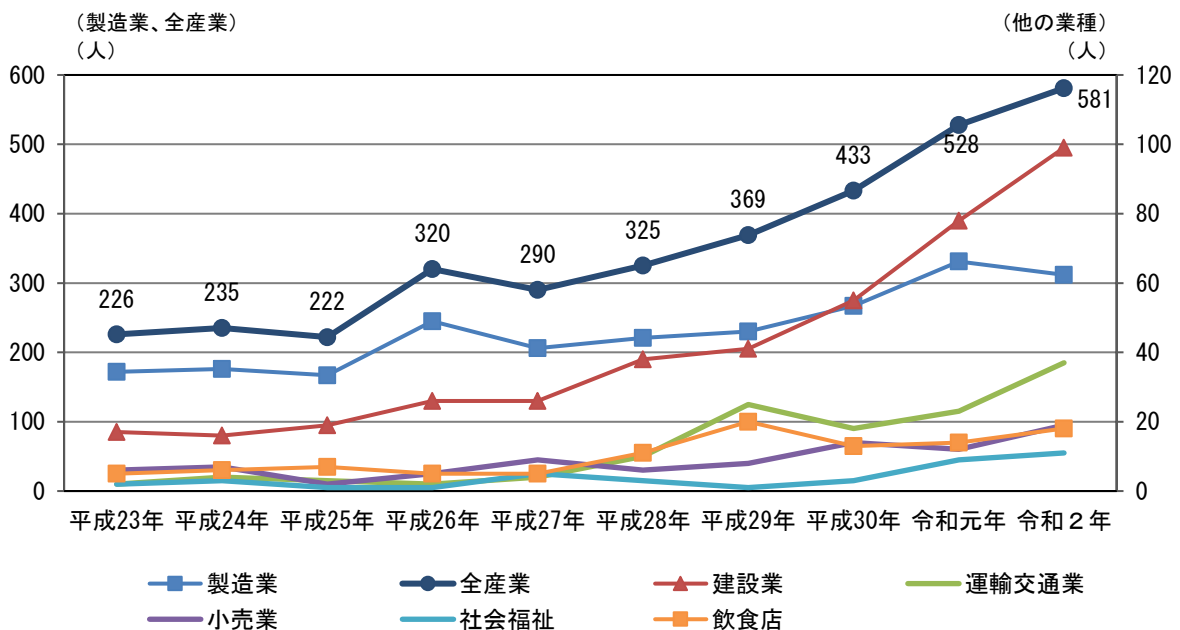
年齢が上がるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、60歳以上の高齢労働者においては、休業1月以上の割合は60.1%となっている。



4 外国人労働者の労働災害発生状況

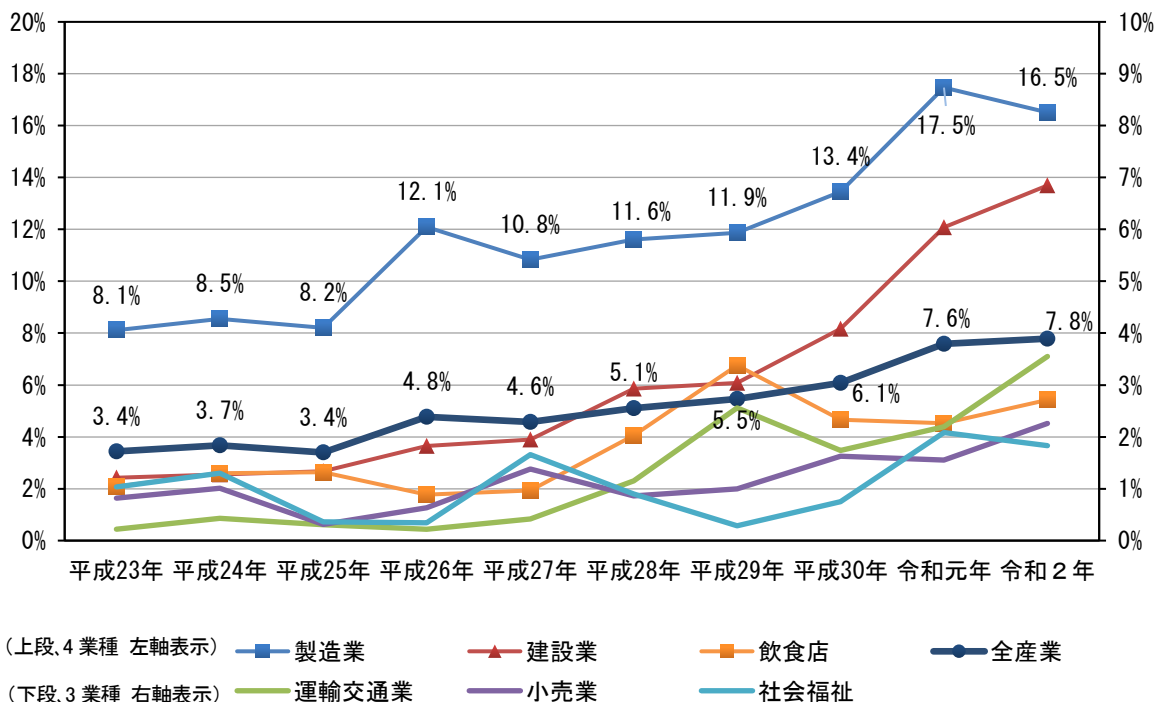
4-1 業種別発生状況の推移

令和2年の外国人労働者の死傷者数（休業4日以上）は581人となっており、平成23年と比べ、355人（157.1%）増加した。特に建設業において著しい増加傾向にある。



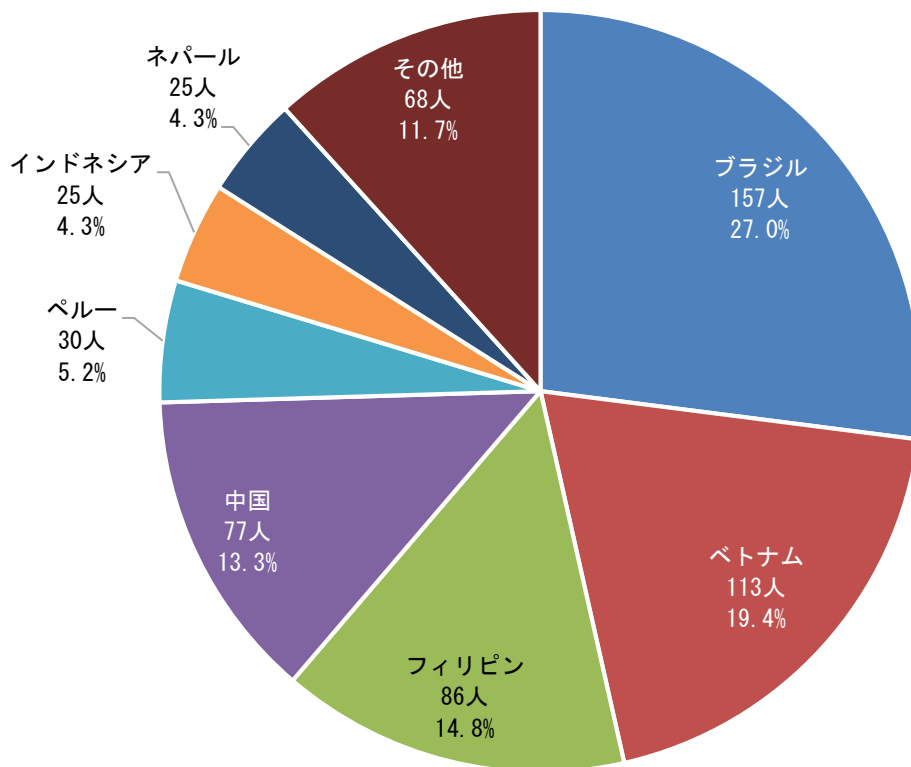
4-2 労働災害に占める割合の推移

労働災害による死傷者数（休業4日以上）のうち外国人労働者が占める割合は、令和2年では、全体の7.8%（平成23年：3.4%）を占めている。また、製造業では、16.5%を占めており、平成23年と比べると8.4%増加した。

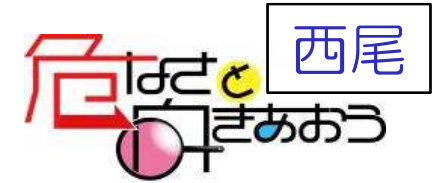


4-3 国籍別発生状況

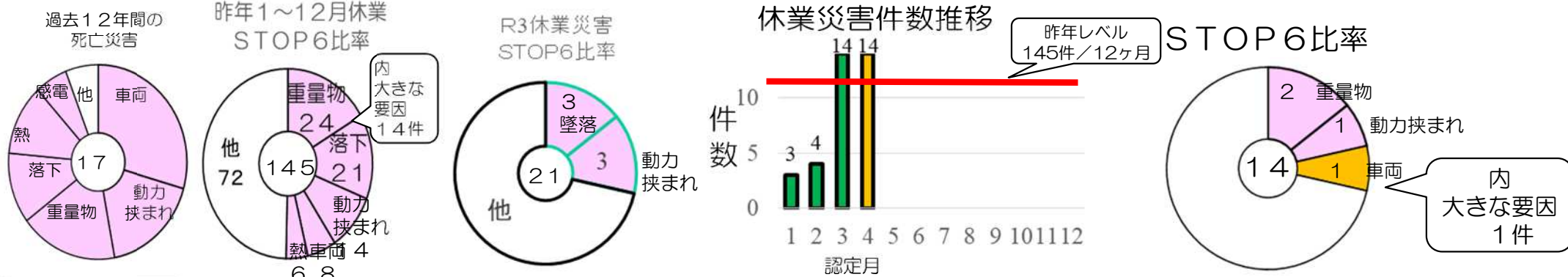
令和2年における外国人労働者の国籍別発生状況は、ブラジルが157人(27.0%)、ベトナムが113人(19.4%)、フィリピンが86人(14.8%)、中国が77人(13.3%)、ペルーが30人(5.2%)であった。これらの上位5ヶ国で、79.7%を占めている。



分析 西尾管内から大きな災害をださない



比較した過去 ← → 4月



ピンク6要因で94%
*警戒すべきとし
以下STOP6と称す

昨年度1年間
◇STOP6比率50%
◇大きな要因14件

3ヶ月間で
◇STOP6比率 29%
◇大きな要因 2件

STOP6は4件 昨年50%に対し比率29%
大きな要因は1件

危険源 (2021年度) 上記大きな要因から抽出

- <動力挟まれ>
 - ・コンベアーモーター部 推力未記入のチェーン
- <墜落>
 - ・ポンプ車はしご部位 高さ2.5m

危険源 ※大きな要因から抽出

- <車両>
 - ・フォークリフトで運搬した2段積みパレット

ソフトの実例

- ◇車両における作業の洗い出し方
- ◇作業(運行)計画書原紙

添付資料参照ください

今月は『車両』について振り返りましょう

- ・車両に関わる 作業、歩行経路が把握されているのか
- ・そして 車両と経路のバッティング箇所に 基本的に歩車分離を適用しようとしているのか

出来ない場合 どう従業員に啓蒙しているのか・・・を今一度 振り返ってください

ご参考に進め方の事例を添付します

事例

車両災害の防止 ～車両を扱うときの作業洗い出しから対応まで～

例)フォークリフト

		ページ
◇ “危険源”	フォークリフトの運行経路を描く	1
◇ “作業洗い出し”	歩行も作業の1つとして人の動線を重ねる ⇒以上で車両と人のバッティング箇所を見える化	2
◇ “対応”	バッティング箇所に『歩車分離』を適用	3
参考1	フォークリフト 主要適用法令一覧表	4
参考2	作業計画	5
参考3	作業計画 原紙 エクセル版	別紙

車両 作業（運行）計画書

③原紙は 西尾労働基準協会HPに6月1日付で入れますのでご活用ください

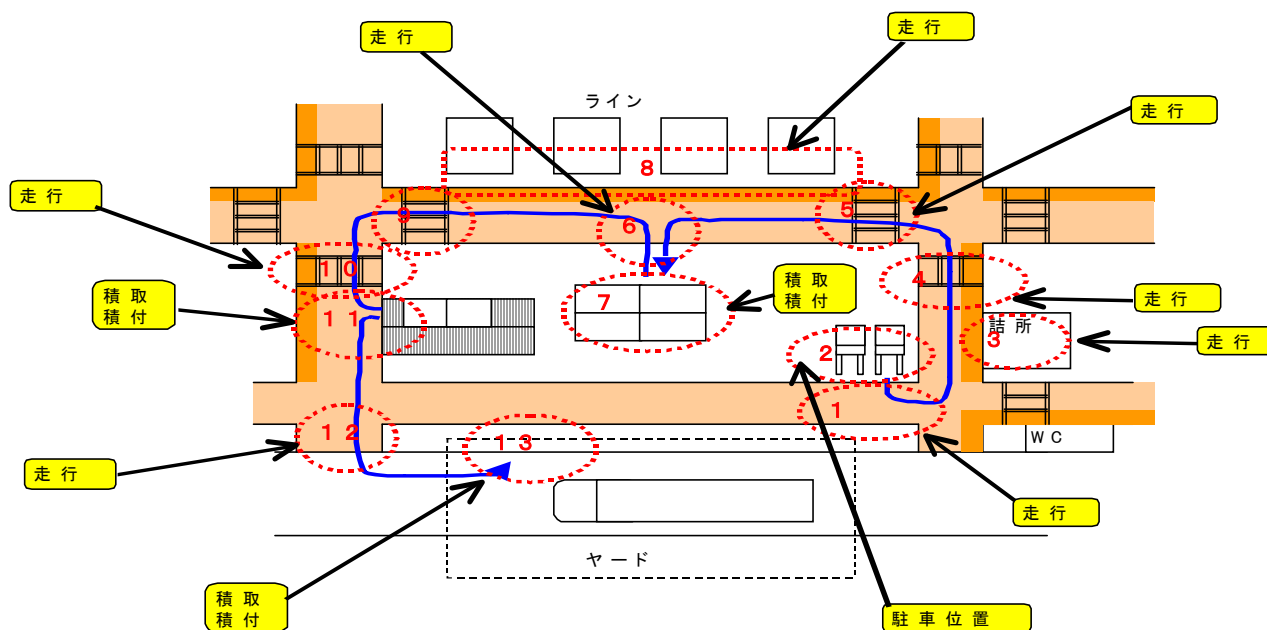
別紙1 リフト 作業計画書	荷役運搬車 登録 No. <input type="text" value="77"/> 号車 機 番 <input type="text" value="FK-7777"/> 最大積載過重 <input type="text" value="1.5"/> Ton	取扱責任者 <input type="text" value="刈谷 太郎"/> <input type="text" value="大府 一郎"/> 運 転 者 <input type="text" value="長草 二郎"/>	マップ作成に当たっての凡例 → 運行経路(前進) Y 一時停止 禁止 進入禁止 8 ノブミ 運行経路(後進) 横断歩道 指差呼称 歩行帯																																		
	記入例 		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">作 業 要 領</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>作 業 内 容 ・ 工 程</th> <th>安 全 ポ イ ン ト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>始業点検</td> <td>・エンジン停止 ・サイドブレーキを引く ・オイルゲージ操作時はエンジンのエッジ部に注意</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>空パレットを積み付け</td> <td>・バック時に当たるまで進まず ・最大2段まで、運搬はバック</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A～G置場まで運搬する</td> <td>・経路図の注意事項参照</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>空パレットを降ろす</td> <td>・ゆっくり、静かに</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>空パレットを取り出す</td> <td>・バック時は後方確認 ・最大2段まで</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>空パレット置場まで運搬する</td> <td>・経路図の注意事項参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>職場の安全遵守事項 左右の安全確認は、</p> <table border="1"> <tr> <td>安全衛生環境</td> <td>G</td> <td>作成日</td> <td>1999年 7月 1日</td> </tr> <tr> <td>課長-GM</td> <td>工長-WL</td> <td>組長</td> <td>改訂日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	作 業 要 領		No.	作 業 内 容 ・ 工 程	安 全 ポ イ ン ト	①	始業点検	・エンジン停止 ・サイドブレーキを引く ・オイルゲージ操作時はエンジンのエッジ部に注意	②	空パレットを積み付け	・バック時に当たるまで進まず ・最大2段まで、運搬はバック	③	A～G置場まで運搬する	・経路図の注意事項参照	④	空パレットを降ろす	・ゆっくり、静かに	⑤	空パレットを取り出す	・バック時は後方確認 ・最大2段まで	⑥	空パレット置場まで運搬する	・経路図の注意事項参照	安全衛生環境	G	作成日	1999年 7月 1日	課長-GM	工長-WL	組長	改訂日			
作 業 要 領																																					
No.	作 業 内 容 ・ 工 程	安 全 ポ イ ン ト																																			
①	始業点検	・エンジン停止 ・サイドブレーキを引く ・オイルゲージ操作時はエンジンのエッジ部に注意																																			
②	空パレットを積み付け	・バック時に当たるまで進まず ・最大2段まで、運搬はバック																																			
③	A～G置場まで運搬する	・経路図の注意事項参照																																			
④	空パレットを降ろす	・ゆっくり、静かに																																			
⑤	空パレットを取り出す	・バック時は後方確認 ・最大2段まで																																			
⑥	空パレット置場まで運搬する	・経路図の注意事項参照																																			
安全衛生環境	G	作成日	1999年 7月 1日																																		
課長-GM	工長-WL	組長	改訂日																																		
			年 月 日																																		

豊田自動織機様のご協力を得て作成

リフトの運行経路を描く ここまでは法律

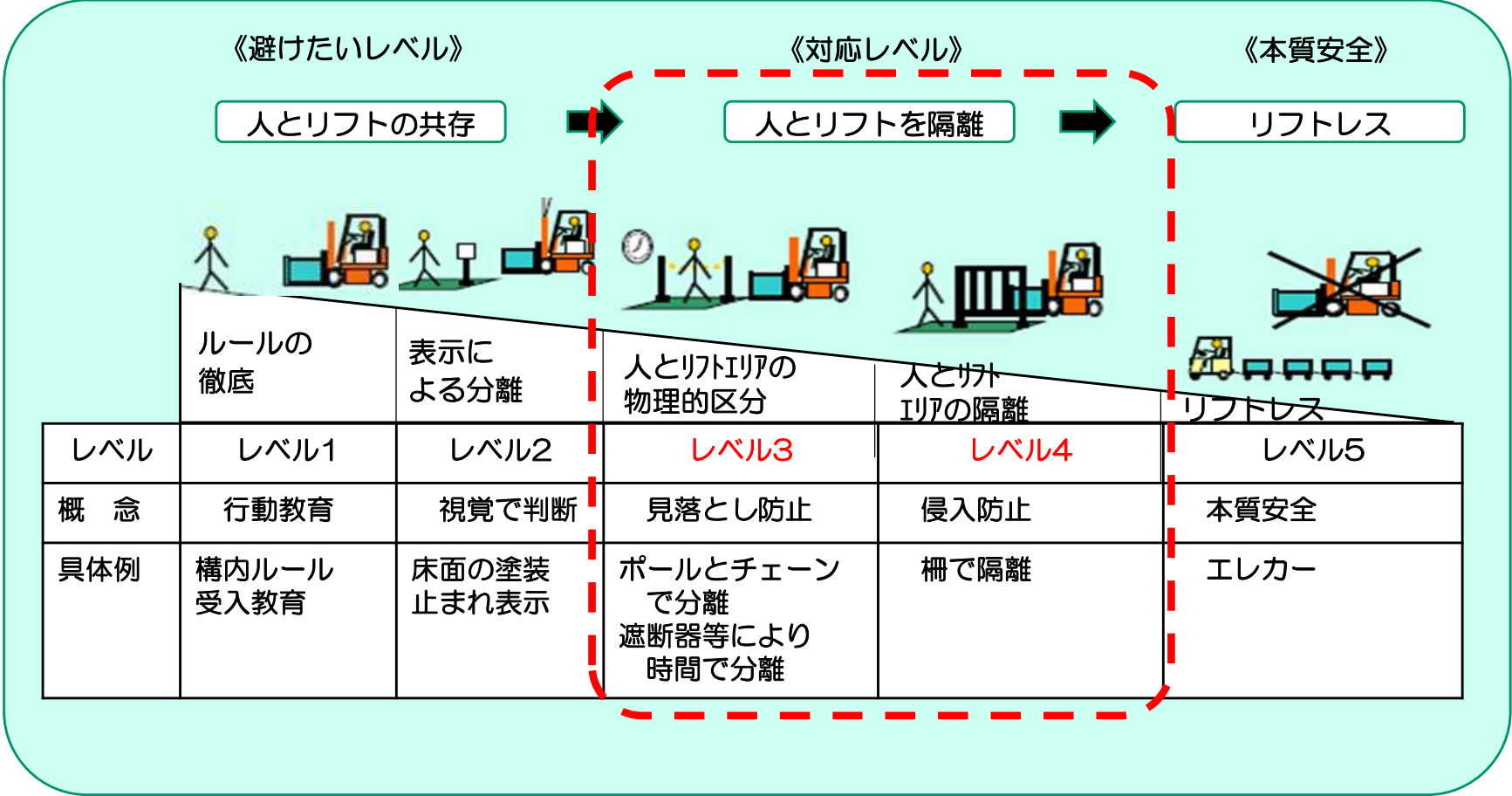
車両における作業の洗い出し

作業の調査：危険源であるリフトの動線（作業計画書）に
歩行も作業の1つとして人の動線を重ねる



リフトと人のバ ッティク箇所を見える化

歩車分離のレベル



バッティング箇所に**歩車分離**を適用

- ◆工場内通路 : レベル3
- ◆リフト作業区域 : レベル4以上

参考 フォークリフト 主要適用法令一覧表

機械 の 管理	譲渡等（法42条）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください
	事業者が講ずること（法20条）	車両系荷役運搬機械等（則151条2～15）	定義（則151条2）
			作業（運行）計画（則151条3）
			作業指揮者（則151条4）
			制限速度（則151条5）
			転落防止（則151条6）
			接触防止（則151条7）
			合図（則151条8）
			立ち入り禁止（則151条9）
			荷の積載（則151条10）
			運転位置から離れる措置（則151条11）
			移送（則151条12）
			搭乗の制限（則151条13）
用途以外の使用制限（則151条14）			
修理等（則151条15）			
フォークリフト（則151条16～20）	前照燈 後照燈（則151条16）		
	ヘッドガード（則151条17）		
	バックレスト（則151条18）		
	パレット等（則151条19）		
	使用の制限（則151条20）		
作業開始前の点検補修（則151条25、26）	*更なる詳細は各自で調べてください		
定期自主検査（法45条）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください	
就業 措置	教育（法59条）	雇入時、作業内容変更時（則35条）	*更なる詳細は各自で調べてください
		特別教育（則35条6）	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転
	規制（法61条）	資格（令20条11号⇒則41条）	最大荷重1トン以上のフォークリフト運転
管理 体制	既従事者への教育（法60条2）	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（基発114号）	最大荷重1トン以上/未満 双方
	検査業者（法54条の3）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください
	検査業者の資格（法54条の4）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください

参考 作業計画

労働安全衛生規則 第151条の3

- 1.事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第151条の7までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計により作業を行わなければならない。
- 2.前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の**運行経路**及び当該車両系荷役運搬機械等による**作業の方法**が示されているものでなければならない。
- 3.事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

解説

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（昭和53年02月10日付け基発第78号）

- 1.本条は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときの作業の安全を図るため、事前に作業の方法等について検討させ、作業計画を定めさせることとしたものであること。
- 2.第1項の「車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うとき」の「作業」には、フォークリフト等を用いる貨物の積卸しのほか、構内の走行も含むこと。
- 3.第1項の「荷の種類及び形状等」の「等」には、荷の重量、荷の有害性等が含まれること
- 4.第2項の「作業の方法」には、**作業に要する時間**が含まれること。
- 5.第3項の「関係労働者に周知」は、口頭による周知で差し支えないが内容が複雑な場合等で口頭による周知が困難なときは、文書の配布、掲示等によること。

第151条の5

- 1.事業者は、車両系荷役運搬機械等(最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な**制限速度**を定め、それにより作業を行わなければならない。
- 2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。

荷役運搬車両の 運行経路安全マップ

荷役運搬車
登録 No. 77 号車
機番 FK-7777
最大積載過重 1.5 Ton

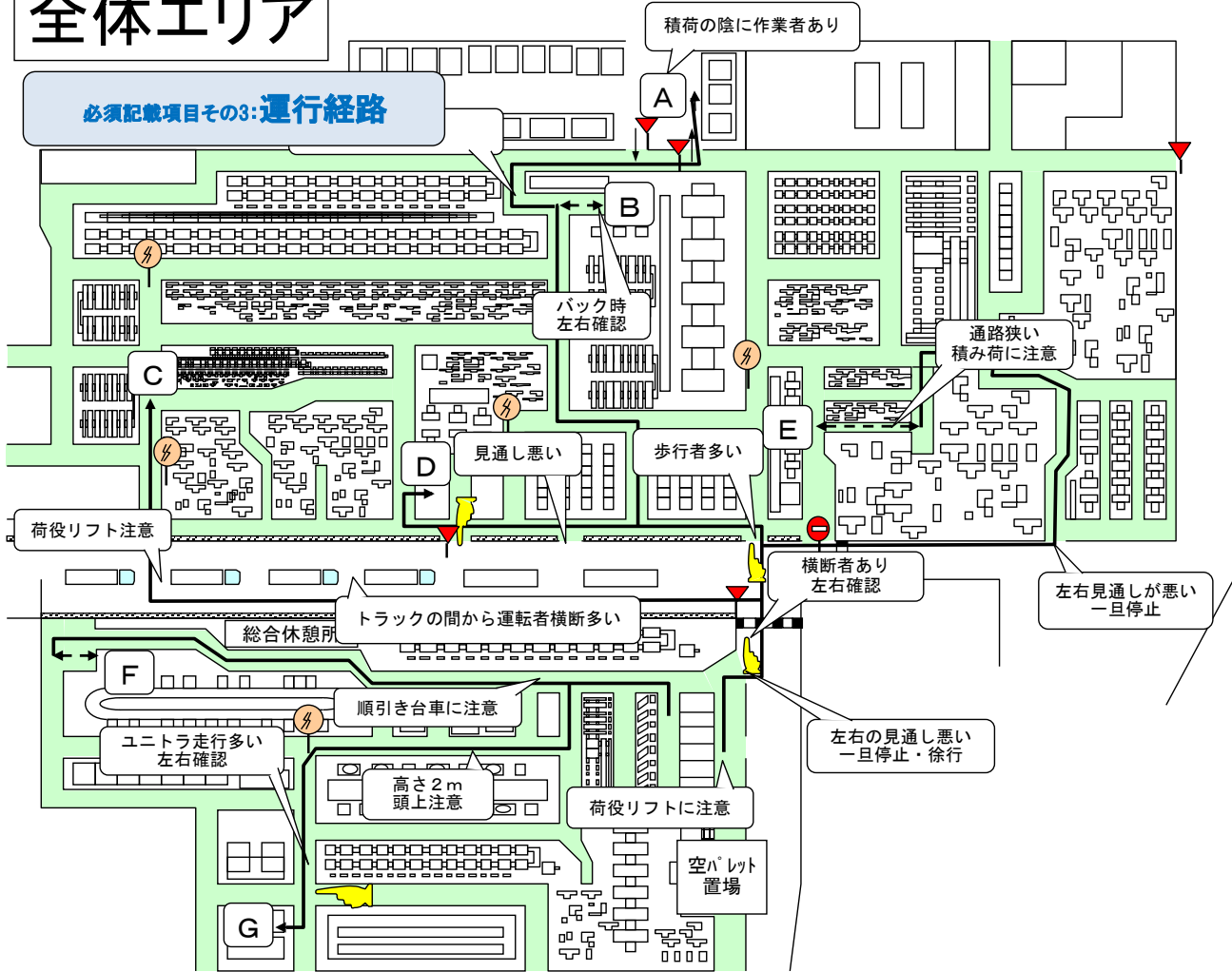
取扱責任者 刈谷 太郎
大府 一郎
運転者 長草 二郎

マップ作成に当たっての凡例

- 運行経路(前進)
- ⋯→ 運行経路(後進)
- ▽ 一時停止
- ⊘ 進入禁止
- ⊘ カメラ
- ⊘ 横断歩道
- ☞ 指差呼称
- ▨ 歩行帯

全体エリア

記入例



職場の安全遵守事項 左右の安全確認は、

課	係	班	作成日	1999年 7月 1日
課長	係長	班長	改訂日	年 月 日
			改訂日	年 月 日

災害分析に基づく

STOP6重災を防ぐ鉄則

【Actuator】 挟まれ/巻き込まれ

【Block】 重量物

【Car】 車両

【Drop】 墜落/転落

【Electric Shock】 感電

【Fire】 熱（爆発）



【Car】 フォークリフト災害を防ぐ鉄則

- ▶ バック走行時、気付かずに接触が発生しています
- ▶ 障害物への乗り上げ、傾斜地の走行で横転事故が発生しています



慣性モーメントで
人が先に放出



傾斜10度で
危険

鉄則1

『歩車分離』



鉄則2

バック時は毎回後方確認

シートベルトとヘルメット着用

鉄則3

指定経路以外を
走行しない

凹凸はダメ
運行計画書で
安全確認



- 一足飛びに歩車分離ができない場合
ステップを明確にして安全対策のレベルを上げていくこと
- 本質安全はリフトレス化

【Car】 防止叉车灾害的铁则

簡訊

- ▶ 由于倒车时的不注意而有接触事故发生
- ▶ 因驶上障碍物以及在倾斜地的行驶而有翻倒事故发生



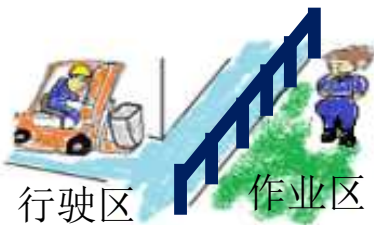
由于惯性矩
人首先会被抛出



倾斜10度
危险

铁则1

“行人车辆分离”



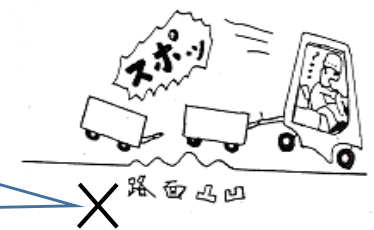
铁则2

每次倒车时都要确认后方
使用安全带和安全帽

铁则3

不在指定路线以外
行驶

不允许凸凹不平
通过行驶计划书
确认安全



- 如果不能马上实现行人车辆分离
要明确步骤，逐步提高安全对策的水平
- 本质安全是无叉车化

【Car】 Ironclad rules for preventing forklift accidents

英語

- ▶ Accidental contact is occurring as a result of failure to notice when reversing
- ▶ Rollover accidents are occurring as a result of running up onto obstructions and driving on inclined ground



The person will get thrown out first, because of the moment of inertia



Inclines of 10 degrees are dangerous

Ironclad Rule 1

"Separation of pedestrians and vehicles"



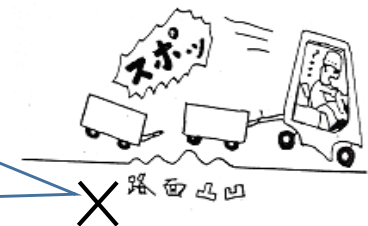
Ironclad Rule 2

Always check behind when reversing
Wear a seat belt and helmet

Ironclad Rule 3

Do not drive outside of the designated route

Unevenness is not allowed
Confirm safety in the operation plan



- If pedestrians and vehicles cannot be completely separated straight away, make the steps clear, and increase the level of the safety measures
- Inherent safety will require changing to not using forklifts

【Carro】 Regras rígidas para prevenir acidentes de empilhadeira

ポルトガル語

- ▶ O contato acidental está ocorrendo como resultado da falha em prestar atenção ao dar marcha ré
- ▶ Os acidentes de capotagem estão ocorrendo como resultado de subidas em obstruções e condução em terreno inclinado



A pessoa será expulsa primeiro por causa do momento de inércia



Inclinações de 10 graus são perigosas

Regra Rígida 1

“Separação de pedestres e veículos”



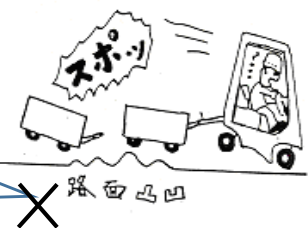
Regra Rígida 2

Sempre verifique atrás quando estiver dando ré
Use o cinto de segurança e o capacete

Regra Rígida 3

Não dirija fora da rota designada

Não é permitido desnível
Confirme a segurança no plano de operação



- Se os pedestres e os veículos não puderem ser completamente separados imediatamente, deixe os degraus livres e aumente o nível das medidas de segurança.
- Segurança inerente exigirá mudança para não usar empilhadeiras

【Car】 Quy tắc thép ngăn ngừa tai nạn nghiêm trọng do xe nâng

ベトナム語

- ▶ Phát sinh do tiếp xúc vì không để ý khi chạy lùi
- ▶ Leo lên vật gây trở ngại, do chạy lên mặt đất nghiêng nên đã phát sinh sự cố lật ngang



Con người bị văng ra trước do mô men quán tính



Nguy hiểm với mặt dốc 10 độ

Quy tắc thép 1

"Phân tách người đi bộ và xe cộ"

Khu vực chạy Khu vực làm việc

Quy tắc thép 2

Xác nhận phía sau mỗi lần đi lùi

Đeo dây an toàn và đội nón bảo hộ

Quy tắc thép 3

Không di chuyển bên ngoài lộ trình chỉ định

Không chấp nhận lỗi lờm
Xác nhận an toàn bằng
Bản kế hoạch vận hành

- Trường hợp không thể phân tách người đi bộ và xe cộ ra bởi một cú nhảy bật lên phải làm rõ các bước và nâng cao mức độ của các biện pháp an toàn
- An toàn thực chất là làm sao để không sử dụng xe nâng hàng

<Car> กฎเหล็กเพื่อป้องกันอุบัติเหตุจากรถโฟล์คลิฟท์

タイ語

- ▶ เวลาขับถอยหลัง จะเกิดการชน เนื่องจากมองไม่เห็น
- ▶ ขับไปสะดุดกับสิ่งกีดขวาง แล้วรถเกิดเสียการทรงตัวพลิกคว่ำ



ตามแรงจากการล้ม
คนจะหล่นออกมาก่อน



เสียง 10 องศา
อันตรายแล้ว

กฎเหล็ก 1

“แยกระหว่างทางเดินของคนกับรถ”



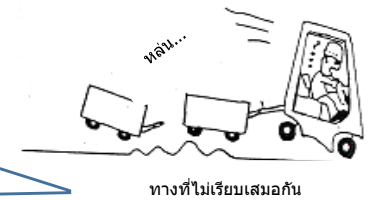
กฎเหล็ก 2

เวลาถอยหลัง ให้ตรวจสอบว่า
ด้านหลังมีอะไรอยู่หรือเปล่าเสมอ
สวมหมวกนิรภัยและคาดเข็มขัดนิรภัย

กฎเหล็ก 3

ไม่วิ่งรอกนอกเส้นทาง
ที่กำหนดไว้

ทางที่ไม่เรียบเสมอกัน
เป็นอันตราย
ให้ตรวจสอบความ
ปลอดภัยในแผนการเดินทาง
รถโฟล์คลิฟท์



- ในกรณีที่ไม่สามารถแยกระหว่างทางเดินของคนกับรถได้ ให้ทำสแต็ปให้ชัดเจน เพื่อยกระดับมาตรการความปลอดภัย
- ความปลอดภัยพื้นฐานคือการนำส่วนที่มีไว้สำหรับเข็นออกไป (Liftless)

【Carros】 Reglas de hierro para prevenir accidentes de montacargas

- ▶ El contacto accidental ocurre como resultado de no darse cuenta al retroceder
- ▶ Los accidentes de vuelco ocurren como resultado de avanzar hacia obstáculos y conducir sobre suelo inclinado

スペイン語



La persona será la primera en salir volando debido al momento de inercia



Las pendientes de 10 grados son peligrosas

Regla de Hierro 1

"Separación de peatones y vehículos"



Área de tránsito

Área de trabajo

Regla de Hierro 2

Siempre mirar atrás para retroceder
Usar cinturón de seguridad y casco

Regla de Hierro 3

No conducir fuera de la ruta designada

No se permiten irregularidades
Confirmar la seguridad en el plan de operación



- Si no es posible separar completamente y de inmediato los peatones de los vehículos, dejar en claro los pasos e incrementar el nivel de las medidas de seguridad
- La seguridad inherente requerirá que se deje de usar montacargas